

平成 29 年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の総仕上げに向け、全庁一体的な施策の推進に取り組むとともに、その礎となる各種事業について外部評価を徹底し、重点化や再構築を図ることにより、効率的で透明性の高い県政の実現を図った。

また、平成 29 年度が最終年度となる総合計画後期アクションプランの総括評価を実施し、「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」を策定した。

さらに、平成 30 年度の組織改編により、政策推進と予算編成を一体的に進めるため、総合政策課及び財政課を所管する政策推進局を新設した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) “ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組

ア 「内陸のフロンティア」を拓く取組

防災・減災対策と産業振興・地域活性化の両立した地域づくりを目指し、「沿岸・都市部のリノベーション（再生）」「内陸・高台部のイノベーション（革新）」「多層的な地域連携軸の形成」の 3 つの基本戦略から成る全体構想の取組を推進し、内陸フロンティア推進区域は平成 29 年度末時点で 75 区域となり県内全市町へと取組が拡大している。

さらに、本取組を、地方創生を牽引する広域的な取組へと進化させるため、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に改称し、その方向性を示す全体構想を改定するとともに、平成 30 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 期基本計画を策定した。今後は、推進区域の早期完了と活力ある圏域形成の促進に向け、取組を展開していく。

イ 戰略物流の推進

物流を通じた新たな産業の創出と地域経済の活性化を目指し、平成 27 年 3 月に策定した「ふじのくに戦略物流ビジョン後期計画」の重点取組を県、国、市町、民間団体で編成したプロジェクトチームにより推進した。また、平成 29 年度末で計画期間が終了することから、これまでの取組成果を踏まえて総括を行うとともに、社会情勢の変化を反映し、「新ふじのくに戦略物流ビジョン」を策定した。今後は、新たなビジョンの着実な推進を図るとともに、取組の進捗状況や技術革新の動向等を踏ま

え、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

ウ 人口減少社会への挑戦

人口減少の克服や地方創生を目的に、平成27年10月に策定した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図るため、「県民会議」や5つの圏域ごとの「地域会議」に加え、県議会から、戦略の進捗や成果に対する外部評価を受け、P D C Aサイクルによる施策の見直しや改善を行い、平成30年度予算に反映した。

また、「次代を担う若者たちによる県民会議」ワークショップを開催し、若者に本県の未来を主体的に考えてもらいながら、理想の静岡県の姿とその実現に向けた戦略を「若者の望む社会のあり方」として取りまとめた。今後も、総合戦略の取組を推進するとともに、引き続き、外部評価を徹底し、P D C Aサイクルによる施策の見直しや改善を行い、戦略の実効性を高めていく。

(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

ア 多文化共生と地域外交の推進

平成23年3月に策定した「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の計画期間が29年度までであったことから、平成30年3月に新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定したほか、外国人県民と日本人県民が相互の理解・協調の下に、安心して快適に暮らせる地域社会の実現（多文化共生の地域づくり）に向けて、各施策を総合的、計画的に推進した。

具体的には、多文化共生意識普及のための啓発イベントの開催、外国人の子どもの不就学解消のための支援人材の育成及び人材バンクの構築、子どものための日本語学習支援基金への拠出、県内医療通訳体制の整備などを行った。

こうした取組により多文化共生への理解は広まっているものの、「外国人住民に親しみを感じる割合」は、37%であった。今後は、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に掲げる施策を着実に推進し、外国人県民も安心して快適に暮らし活躍できる社会の形成に取り組んでいく。

また、「静岡県地域外交基本方針」に基づき、中国浙江省との友好提携35周年記念事業の実施、韓国忠清南道との友好協定に基づく交流、モンゴル国ドルノゴビ県から行政分野での長期研修生の受け入れ、台湾とのサイクリング等を通じた民間交流や教育旅行の促進、東南アジアにおける県内企業の現地展開や投資、販路拡大支援のため、主要国の投資誘致促進機関や大学等とのパートナーシップ構築など、本県と各重点国・

地域にとって相互にメリットのある地域間交流を進めた。

さらに、中国、韓国、台湾、東南アジアにおいて駐在員事務所を運営し、海外における情報収集・提供、海外進出県内企業支援等の現地活動に努めた。

これらの取組により、様々な分野における交流が着実に拡大してきている。今後、基本方針に基づき、国や市町、海外県人会など、関係機関との連携による取組を一段と推し進め、県民や県内企業が多くの恩恵を享受できるよう、積極的に地域外交を推進していく。

イ ターゲットを明確にした国内誘客促進

東京・大阪事務所を拠点とした首都圏・関西圏メディアへの情報発信やネットワークの構築を推進したほか、ふじのくに魅力発信サイト「痛快！静岡県」により、全国に向けて静岡県の情報を発信した。今後も、各年齢層に応じたメディアを活用し、観光をはじめとした本県の魅力を発信していく。

（3）地域主権を拓く「行政経営」

ア 透明性と県民参加による行政運営

地域の課題を把握し、県政に関する県民の理解を促進するための広聴・広報に取り組んだ。

広聴事業では、知事広聴、県政世論調査など様々な手法を用いて県民のこえの的確な把握と施策への反映に努めた。「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は前年度から2.5ポイント減少し、18.9%となった。引き続き研修の充実により職員の広聴意識と県民意見への対応力の向上や、反映事例の公表により、県への信頼感を高める。また、県民だより等の広報媒体を利用して「伝える方法」の周知を図り、県民が意見を伝えやすい環境整備に努めていく。

さらに、公開の場で県民から事業等の改善意見をいただく“ふじのくに”士民協働事業レビューを開催し、県民の県政参加の一層の促進に努めた。今後は、議論の対象を総合計画に掲げる施策に変更し、県民の提案を施策等の改善に反映していく。

また、広報事業では、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。特に、県政への関心の低い若年層に向けては、県政の理解促進のため、ソーシャルメディアなどを活用した広報を行った。「県政に関心がある県民の割合」は前年度から0.6ポイント減少し57.1%となった。年齢が若くなるほど割合が低くなる傾向があるため、県民だより等を通じて中高年齢層の高い関心度を維持しつつ、ソーシャルメディアを活用し、若

年層を対象とした情報発信を行っていく。

また、新聞、テレビ、雑誌等のメディアで、本県の魅力や先進的取組等に関する情報が取り上げられるよう、価値ある情報に仕上げ、報道機関に対して分かりやすく的確な情報提供等を行う「戦略的パブリシティ」と、マスコミとのタイアップ記事や番組化に向けて、広聴広報課と関係部局が連携し、メディアに対して企画提案する「企画提案型広報」を取り組む。

イ 未来を見据えた戦略的な行政運営

知事の主要な政策の推進に向けて、関係部局間の調整を行うとともに、全国知事会等において地方分権改革の推進や地震対策の推進等に関する議論を提起した。また、長野県、新潟県、山梨県と本県とで中央日本四県サミットを開催し、共有する資源の活用や連携方策についての意見交換を行った。今後も、関係部局との連携・調整の促進、国への働き掛けや全国知事会等の活用を進めていく。

さらに、総合計画後期アクションプランの総括評価を実施し、数値目標の推移や「主な取組」をはじめとする全ての施策の進捗状況等を取りまとめた「“ふじのくに”づくり白書」として公表した。今後は、「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の着実な推進を図るとともに、P D C A サイクルを徹底し、社会経済状況の変化を踏まえた最適な手法の選択や施策の重点化など、不斷の見直しを行っていく。

ウ 将来にわたって安心な財政運営の堅持

限られた財源を有効に活用するために、歳出のスリム化や歳入の確保など徹底的な行財政改革に取り組むことにより、効果的で能率的な行政運営の実現に努めた。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針 2018）」では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている一方で、社会保障関係費などの義務的経費が増加することから、引き続き厳しい財政運営が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、歳入の確保として、新成長産業の育成や、中小企業・小規模企業の経営革新等の取組の促進、農林水産業の生産性の向上と競争力の強化等を図り、本県経済の持続的な成長を促すことにより、企業収益と県民所得の向上を実現し、税源涵養に努める。

また、歳出の見直しとして、行政経営革新プログラムに基づき、事業のスクラップアンドビルトを徹底し、成果指標に対する寄与度が高く課題解決に直結する事業手法へ転換するなど、歳出の重点化、効率化を図

る。

国に対しては、社会保障・税の一体改革の着実な実施など、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、またはおそれがある緊急事態に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として関係部長を指揮し、全庁的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監は、これまで危機管理部長が兼務しておりましたが、危機管理監には危機管理全般に精通した能力、危機管理部長には部を運営する行政能力が求められることから、それぞれの役割を明確化するため兼務を解消し、それぞれ単独設置した。

また、部局を越える事項の調整、自衛隊等の関係機関への支援要請など危機全般を調整するとともに、危機管理監の指示のもと指令部的な役割を果たす危機管理部門を県内 4箇所に設置し、危機管理体制の強化に努めている。

(2) 防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第4次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を平成 34 年度までに 8 割減少させる」という減災目標達成に向け、176 の個別の行動計画により構成される「地震・津波対策アクションプログラム 2013」をはじめ、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進した。

国は、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月）に基づき、地震予測の現状を踏まえた、南海トラフ地震の新たな防災対応について検討を行っている。本県は、国のガイドライン（仮称）策定におけるモデル地区と位置づけられたことから、府内担当者会議や府内検討会を実施し、防災会議専門部会を開催するなど、新たな防災対応の検討を始めた。

自主防災組織の活性化と県民の防災意識の高揚を図るため、自主防災新聞の発行、地震防災強化月間における自主防災活動推進大会の開催、地震防災

センターでの公募防災用品の展示やふじのくに防災学講座の開催などの啓発事業を積極的に行うとともに、防災リーダーや災害現場で活躍できる人材、次世代の地域防災の担い手等を養成するため、ふじのくに防災士や防災マイスター、ジュニア防災士等の養成研修を実施した。

このほか、富士山火山防災対策を推進するため、富士山火山防災対策協議会で策定した「富士山火山広域避難計画」に基づき、富士山火山防災情報伝達訓練（登山者の安全対策）や富士山火山防災対策図上訓練を行った。

加えて、登山者等の避難対策のため、富士山噴火時避難ルートマップや登山届専用アプリの周知・啓発を行った。

（3）防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上及び防災関係機関との連携の強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ巨大地震を想定した総合防災訓練、大規模図上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、台風や富士山火山などの個別の事象を想定した訓練も行なうなど、年間を通じた計画的な実践的訓練を実施した。

（4）消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防水利や消防車両への助成を行ったほか、「静岡県消防救急広域化推進計画」（8消防本部体制）に基づき、消防救急の広域化の状況把握を行うとともに、消防団活動の充実強化に努めた。

また、静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災への消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

加えて、消防防災航空隊の機能強化を図るため、県防災ヘリコプターの機体更新を行うこととし、新機体の購入契約を行った。

（5）浜岡原子力発電所の安全対策・防災対策の推進

浜岡原子力発電所周辺の環境の安全を確保するため、環境放射能調査を行い、その結果について、知事及び地元4市の首長等で構成する「静岡県原子力発電所環境安全協議会」を開催し、浜岡原子力発電所からの環境への影響がないことを確認した。

また、浜岡原子力発電所の安全対策について、静岡県防災・原子力学術會議による検証や津波対策工事等の点検等を実施した。これらについて情報公開を徹底している。

このほか、原子力防災センターにおいては、原子力発電の安全対策、防災対策について県民の理解を促進するため、土日祝日を含めた一般公開等を開

始した。

加えて、原子力防災対策に万全を期すため、国の原子力災害対策指針の改定に対応した県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正や、広域避難計画等の検証を目的とした原子力防災訓練等を実施した。

（6）東日本大震災及び熊本地方を震源とする地震についての対応

東日本大震災及び熊本地方を震源とする地震により被災した地域への支援として、土木職の職員など18人を被災自治体の要請に応じ長期派遣した。

静岡県被災者支援対策本部の事務局である危機管理部は、被災地を訪問し、派遣されている職員等と面談、情報交換をするなど、被災地への支援を側面から支えた。

平成 29 年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進、高度情報化の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 行政経営の推進

総合計画を着実に推進するための行政経営の方針と具体的な取組をまとめた行財政改革大綱を平成 26 年 3 月に策定し、「透明性と県民参加による行政運営」「市町や民間と連携した行政運営」「未来を見据えた戦略的な行政運営」の 3 つの戦略のもと、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」に向けた行財政改革を推進した。

平成 29 年度は、外部有識者からなる行財政改革推進委員会において、行財政改革大綱（計画期間：平成 26～29 年度）の総括評価や、農業分野における県財政の仕組みの在り方、補助教材や学校給食に関する取組等について検討を行ったほか、ひとり 1 改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、外郭団体の見直しや効果的活用に向けた点検評価及び評価結果の検証、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や制度運用の改善に取り組んだ。

また、大綱の取組期間の最終年度に当たり、取組期間中の成果や課題を総括した上で、「静岡県の新ビジョン（総合計画）」に掲げる 8 つの政策の実効性を高めるため、平成 30 年度からの 4 年間に、県全体で推進すべき具体的取組と目標を盛り込んだ「静岡県行政経営革新プログラム」を策定した。

今後は、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた、県庁における働き方改革など、新しいプログラムに掲げた全ての項目を着実に実行し、「現場に立脚した生産性の高い行政経営」を推進していく。

(2) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、自動車税の定期課税でクレジットカード納付を実施するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。併せて、回収体制を強化するために債権管理マニュアルを大幅に改定した。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画及び利活用計画（H25～H29）の売却計画額89億1,100万円に対して、5年間の売却実績額は、67億4,600万円余、売却率は75.7パーセントとなった。また、新たな県有財産の売却計画（2018～2022）を策定し、計画的な売却に取り組んでいる。

今後も、県税収入の確保に向けて、適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に的確に対応した納税環境の整備を進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保に取組んでいく。

(3) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）」に基づく市町の意向を踏まえた権限移譲の結果、移譲対象法律数日本一という目標を継続して達成している。また、計画に基づくP D C Aサイクルの構築により、権限移譲に関する市町の意向を丁寧に聞き取り、市町に対する県の協力体制の充実・強化を図ることで、市町における円滑な事務執行の確保等を図った。

行政経営研究会の取組では、賀茂地域の教育分野（平成29年4月から）における市町と県の連携を実現するとともに、人口減少社会における水道

事業の安定経営に関する検討を行った。このほか、本研究会では「ファシリティマネジメントの推進」「自治体におけるクラウド等ＩＣＴの利活用」等について、平成28年度までの研究成果を踏まえ、研究内容の具体化に向けた検討等を進めたところであり、今後も本研究会の取組を通じて、市町の体制強化の支援や広域連携を進め、地域が自立できる行政体制の整備に取り組んでいく。

このほか、地域が抱える課題の解決に向けた市町の取組や市町間の連携事業について助言等を行うとともに、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議を開催するなど、魅力ある地域づくりを進めるための取組を支援した。

(4) 高度情報化の推進

平成26年3月に策定した情報化基本計画「新ふじのくにＩＣＴ戦略」を推進するための各施策を実施し、高度情報化及び地域情報化の一体的推進を図った。

超高速ブロードバンド環境による住民生活の利便性向上、産業振興など地域の活性化を図るため、超高速ブロードバンド未整備地域のうち、富士宮市、島田市、伊豆市、伊豆の国市の4市に対して整備費を助成するとともに、光ファイバ等の利活用促進を目的として、市町等に地域情報化コーディネータを計31回派遣した。

府内においては、急速に進展している情報通信技術を活用し、県からのお知らせや観光情報など、様々な生活情報や行政情報を提供できるよう、静岡県ホームページを的確に運営・管理するとともに、全庁的な情報ネットワークを活用して、行政事務の生産性の向上を図るなど、「電子県庁」の推進に努めた。

また、県のＩＴ資産を効率的に活用し、情報システムに係る運用コストを削減するために整備した県庁情報処理基盤については、橋梁台帳システムなど3システムの集約化を行った。

なお、情報化基本計画「新ふじのくにＩＣＴ戦略」の計画期間が、平成29年度までであったことから、平成30年度からの4年間までを計画期間とする「静岡県高度情報化基本計画（ＩＣＴ戦略2018）・官民データ活用推進計画」を策定した。

(5) 開かれた県政等の推進

情報提供の推進に関する要綱に基づいて政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、事務事業及び予算の執行実績並びに県が取得した出資法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開の推進に努めるとともに新たな県史の編さんを取り組んだ。

今後も、県政に対する県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進するため、引き続き、情報提供施策の充実を図っていく。

平成29年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効率的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「命」を守る危機管理

<減災力の強化>

想定される巨大地震による建築物等の倒壊被害を最小限にするため、「静岡県耐震改修促進計画（平成28年4月改定）」において目標とする、平成32年度末の耐震化率95%の達成に向けて、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業を実施し、市町と一体となって、木造住宅及びホテル等の多数の者が利用する建築物の耐震化を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報誌等により、県民に対して住宅の耐震化の重要性・支援制度についての周知や、市町と連携した「耐震診断未実施の住宅」へのダイレクトメールの発送を行うとともに、「耐震診断済みで耐震補強工事未実施の住宅」への戸別訪問や、耐震性のない住宅を所有する高齢者世帯等をターゲットに、シニアクラブへの出前講座による啓発活動を実施した。

また、平成28年4月に発生した熊本地震の被害状況を踏まえ、平成29年1月から、木造住宅の耐震補強工事に対して県と市町併せて最大30万円上乗せ助成する制度拡充を行ったことにより、平成29年度の木造住宅の耐震補強工事補助件数は、過去5年間で最高の実績となった。

さらに、耐震性が不足している住宅などを減らすため、平成29年度から既存住宅等の除却も助成対象とすることとした。

直近（平成28年度末）の多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は90.3%で、現時点において目標を達成できる見込みであるが、住宅の耐震化率は82.4%（平成25年）で目標達成に向けた更なる取組が必要である。

(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

<多文化共生と新たな地域外交の推進>

静岡県と中国浙江省との交流35周年記念事業として、静岡市内において静岡県・浙江省環境フォーラムを開催した。また、一層の環境技術交流・

ビジネスマッチングを推進するため、浙江省において相互の業界団体（静岡県環境資源協会及び浙江省環保産業協会）が協定を締結した。

<多様な交流の拡大と深化>

移住・定住を促進するため、東京及び静岡で運営している「“ふじのくにに住みかえる” 静岡県移住相談センター」で、相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催や、大都市圏で開催された全国フェアへの出展、ホームページ等により本県の魅力を発信した。

また、「ふじのくにに住みかえる推進本部」全体会、地域会議等を開催し、府内や市町、団体等との連携の強化に取り組んだ。

さらに、市町へのお試し移住体験施設への整備助成等、地域における受入態勢の強化に取り組んだ。

(3) 「和」を尊重する暮らしの形成

<快適な暮らし空間の実現>

ふじのくにならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備による豊かな暮らし空間創生事業を実施した。また空き家対策として、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内8箇所でワンストップ相談会を開催した。

今後も一層の住生活水準の向上を図るとともに、良質な住宅ストックの形成に向けて、豊かさを実現できる魅力的な住まいづくりを推進していく。

また、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、県営住宅再生計画に基づき、建替え、全面的改善等の多様な手法により整備を進めている。平成29年度は、74戸の建替事業、72戸の全面的改善事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等に対応し、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を的確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、効率的な管理運営に努めていく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。また、開発事業が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者への環境影響評価及び事後調査の指導等を行った。これらにより、県内の大気は全ての測定地点で、水質は66測定地点中65地点で環境基準を達成した。引き続き、大気汚染・水質汚濁防止に努める。

また、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策等の水資源の利用調整に取り組み、水道水等の利用への影響を回避した。

今後も、水資源の確保に向けた関係者との調整や水道事業の基盤強化のために広域連携を推進するなど、健全な水循環の確保と継承に取り組んでいく。

その他にも、オスプレイの飛行運用への対応や事件・事故等への対応など、防衛施設周辺地域に関する諸問題を円滑に処理するため、国、地元行政及び土地提供関係者等に対する情報収集や連絡調整等を行い、防衛施設周辺住民の安全と良好な生活環境の確保に努めた。

<安全で安心できる心豊かな消費生活の推進>

消費者被害の防止と救済のため、第2次静岡県消費者行政推進基本計画及び静岡県消費者教育推進計画に基づき、消費生活に関する情報提供や消費者教育の充実により、商品・サービスの安全性や信頼性の向上を図った。

また、国の交付金等を活用し、県及び市町の消費生活相談窓口の機能強化等を図る事業を実施した。

しかしながら、悪質商法の手口は益々巧妙化しており、新たな手口の消費者被害などに対し、適切に対応していく必要があるため、今後も県民生活センターや市町と連携し、不当取引行為防止に向けて県民からの協力を得て、効果的な事業者指導を実施するとともに、消費者教育の充実に努め、消費者被害発生の未然防止と被害者救済に取り組んでいく。

<地球を守る低炭素・循環型社会の構築>

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画に基づき、県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の形成のため、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向けて、「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」に加え、家庭向けの「ふじのくに食べきりやったね！チャレンジ」などを実施し、県民総参加による、ごみの排出抑制など3Rを推進した。また、処理業者の監視・立入検査にとどまらず、排出事業者を対象とした研修会の実施や、P C B 廃棄物の処理促進などを行い、産業廃棄物の適正処理を推進した。不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、新たに3団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、さらなる不法投棄の撲滅等に取り組んだ。

引き続き、排出抑制の目標達成に向け、さらに取組を進めていく。

<自然と調和する美しい景観の創造と保全>

本県ならではの花と緑が映える暮らしの空間を創出するため、時代の変化や新しい技術に対応した緑化施策の方向性や緑化活動者の役割等を示した、新たな「静岡県緑化推進計画」を平成30年3月に策定した。

今後は、社会総がかりの緑化活動を推進することで、暮らしのまち並みに花と緑を美しく保ち、住む人が誇りと愛着を抱き、訪れる人の感動を呼ぶ、本県ならではの魅力ある暮らし空間の創出に取り組んでいく。

<自然との共生と次世代への継承>

県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」を平成30年3月に策定した。

また、県内に生息・生育する野生動植物の実態を踏まえ、絶滅の可能性のある県内の野生生物の種の一覧表であるレッドリストを平成29年10月に改定した。

県内における生物多様性の次世代への継承に向け、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく野生動物の保護管理のほか、富士山の環境保全対策、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

県民の自然とのふれあいを推進するため、県立森林公園の再整備事業を実施するとともに、「森づくり県民大作戦」や「企業の森づくり」への参加促進を図るなど県民参加の森づくり活動等に取り組んだ。

引き続き、県内における絶滅の可能性のある野生動植物を取りまとめた「県版レッドデータブック」の改訂を進めるほか、富士山の生態系への影響が懸念されている外来植物の除去と侵入防止対策を実施していく。

また、県内全域で自然植生や農林業等に深刻な影響を与えていたニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整に取り組んだ。

ニホンジカの個体数を適正な生息頭数とするため、引き続き計画に基づいた捕獲の推進を図っていく。

<誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり>

地域における多様な主体による協働の推進を図るため、NPOの基盤強化に向けた支援を行うなど、NPO活動の充実や拡大の促進に取り組んだ。

また、誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画センター「あざれあ」を拠点に市町や県民との連携・協働により施策を計画的に推進するとともに、ユニバーサルデザインによる誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組んだ。

今後も市町、しづおか男女共同参画推進会議、ふじのくに女性活躍応援

会議、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

(4) 「安全」な生活と交通の確保

<官民協働による犯罪に強い社会づくり>

静岡県防犯まちづくり条例及びふじのくに防犯まちづくり行動計画に基づき、関係機関と連携して各種施策を実施した。この結果、平成29年における刑法犯認知件数は20,869件となり、行動計画の平成29年の目標である21,000件以下は達成できた。

今後も、犯罪の更なる減少を図るために、行動計画に盛り込んだ施策を着実に実施し、官民協働による「犯罪に強い社会づくり」を持続的に推進していく。

<総合的な交通事故防止対策の推進>

第10次静岡県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携して「あなたが主役の交通安全県民運動」等を実施した結果、平成29年における交通事故死者数は128人となり、前年に比べ9人減少し、交通事故件数は30,244件となり、前年に比べ1,274件減少した。

今後も、第10次静岡県交通安全計画で定めた「2020年末までに交通事故死者数100人以下、人身事故発生件数30,000件以下」の達成に向けて、高齢者交通事故防止対策や、青少年の交通安全意識向上の施策を展開していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

文化・観光部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

- (1) 「出会いと交流の場」を創出し、国内外から多くの人を本県に呼び込むため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用、「文化力の拠点」の形成など、交流人口の拡大に向けた施策を積極的に展開し、本県の魅力向上を図った。
- (2) 本県の礎となる人材の育成に向け、総合教育会議等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) 「有徳の人」づくり

ア 心と体の調和した人間形成の基礎づくり

社会総がかりで「有徳の人」づくりを進めていくためには、家庭や地域の教育力の向上が求められており、県民が家庭や地域において、人づくりに関する活動に、より積極的に取り組むよう促進する必要がある。

このため、市町等を通じて人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくりの推進に係る広報事業を行った結果、人づくり地域懇談会の年間開催回数はほぼ目標どおりの 295 回となり、人づくり実践活動は地域に浸透してきている。

今後も、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和 53 年度の 60,058 人をピークに、平成 29 年度には 37,658 人まで減少している。これからの中長期的な視点で、社会を支える人材の育成はもとより、幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実は必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性、独自性を生かした 30 人学級やチーム保育等の実施、園長や教員による教育内容の自己評価に加え、地域住民等の学校関係者が行った評価結果の公表など、教育の質の向上に向けた取組を支援した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり

総合教育会議を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置した「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催した。

また、平成30年度からの4年間を対象とする新たな「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」と「県教育振興基本計画」を平成30年3月に策定した。

今後は、これらを広く県民に対して周知するとともに、総合教育会議で協議を深めながら、教育委員会等と連携して計画を確実に推進する。

平成29年度の私立高校の生徒数は32,001人で、本県の高校生の32.1%を占めるなど、私立学校は公教育の一端を担っており、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるとともに、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教育の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。平成29年度の「学校生活に満足している」と答える児童・生徒の割合は78.5%となり、概ね順調に推移している。今後も私立学校の特色ある教育への支援を行っていく。

また、学校の耐震化率は着実に上昇しているものの、一部に未耐震の施設があることから、引き続き、未耐震施設がある学校に対し個別に働き掛けるなど、耐震化の早期完了を促していく。

ウ 魅力ある高等教育・学術の振興

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与することが期待されている。

このため、公立大学法人の業務実績の評価を行うことにより、業務の計画的かつ適正な運営を促進するとともに、財政支援等を行った結果、両大学における「学生が希望する進路への就職・進学率」は、ここ数年98%台の高い水準を維持し、概ね順調に推移している。

今後も、業務の計画的かつ適正な運営を促進するとともに、法人の自主的、自立的かつ効率的な大学運営を促進していく。

「大学の教育内容に満足している」と答える大学生の割合は、平成25年度以降、徐々に増加しているが、より魅力的な教育環境の実現に向け、

引き続き取り組む必要がある。

このため、(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、大学間連携による単位互換授業やゼミ学生による地域の課題を解決する活動への助成などに取り組み、本県高等教育の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、コンソーシアムの取組を積極的に支援し、大学間及び大学と地域との連携を推進し、高等教育機能の充実を図っていく。

外国人留学生数については、年々増加傾向にある一方、県内大学から海外への留学生数は、前年に比べ、やや減少している。

このため、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や、コンソーシアムを通じた取組により、県内大学生の海外留学を支援していく。

外国人留学生に対しては、コンソーシアムへの支援を通じて、就職支援や交流機会の提供などに取り組むとともに、日本への留学のニーズが見込まれるアジア地域における「日本留学フェア」に参加し、現地学生に県内大学への留学を積極的に働き掛ける取組等を実施しており、東南アジアからの留学生が増加した。

今後は、各大学における海外大学との交流拡大や留学生受入環境の整備等の促進、コンソーシアムを通じた留学生支援事業の充実を図っていく。

エ 生涯学習を支える社会づくり

県立博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」は、68,466人の来場者が訪れ、知の拠点としての役割を果たしている。

今後も、郷土の自然史に関する資料を収集・保管し、次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、その成果を教育普及や展示に活用することにより、県民の教育、学術及び文化の振興を図っていく。

(2) 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり

ア 多彩な文化の創出と継承

平成26年3月に策定した第3期ふじのくに文化振興基本計画においては、「みる」、「つくる」、「ささえる」の文化活動を担う人を育てることで、文化力の向上を図るとしており、本物の文化や質の高い文化・芸術に触れる機会の充実等を推進することとしている。

「みる」、「つくる」については、次代を担う子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する「ふじのくに子ども芸術大学」や、広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供する「ふじのくに芸術祭」等を開催するとともに、県立美術館の展覧会、グランシップでの文化事業、S P A C の

舞台公演などを通じて、県民が文化に親しむ機会を提供し、多くの県民に参加していただいた。

「ささえる」については、関連する情報の提供等を進めてきたが、地域への働き掛けや文化関係団体間のネットワークの強化が課題となつており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック文化プログラムの県内各地域での展開の機会を生かして取り組んでいく。平成 29 年度は、公募により 13 の提案プログラムを採択し、プログラムコーディネーターによる助言・支援の下、実施した。

今後は、提案プログラムに加え、地域に根ざした文化活動の活用による地域密着型のプログラムから、県内全域の伝統芸能を紹介するイベントなど県域レベルのプログラムまでを、本県の文化プログラムとして重層的に展開し、文化を支える仕組みである静岡県版アーツカウンシルの形成や、市町、文化施設、文化団体等とのネットワーク構築を進める。

世界遺産富士山については、ユネスコ世界遺産センターへの保全状況報告書の提出に向けて、来訪者管理に係る指標の設定等の取組を着実に進めるとともに、それらの実施状況を取りまとめた報告書案を作成した。

引き続き、国、山梨県、関係市町村等と連携を密にし、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士山の保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点となる静岡県富士山世界遺産センターの完成に向け、建築工事、展示物製作等業務を着実に進め、平成 29 年 12 月 23 日に開館し、平成 30 年 2 月 22 日に入館者 10 万人を達成した。

また、須走口巡礼路の位置や経路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、情報発信など各事業を実施した。

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく事業を展開していく。

釜山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、関係省庁や関係自治体と連携し、「修復・公開活用計画」の策定等、世界遺産委員会勧告事項等への対応を適切に進めた。

今後も、関係自治体等と連携し、遺産群の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

イ スポーツに親しみ技量を高める環境づくり

10月を「ふじのくにスポーツ推進月間」とし、イベントや広報活動を行うことで、県民に「週に1度はスポーツをしよう」の意識付けが図られ、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成28年度の52.7%から平成29年度の53.9%に上昇した。今後も気軽に参加できるスポーツ大会等の開催や広報を通じて、スポーツ実施率の低い30代、40代のスポーツ実施率の向上に努めていく。

本県では、国民体育大会における総合成績8位以内を目標に掲げ、各競技団体に対して強化合宿・県外遠征等に対する助成を行っている。ここ数年の成績は10位台後半から20位台で推移しており、平成29年度は17位であった。引き続き（公財）静岡県体育協会をはじめとする関係団体と連携しながら、団体種目やジュニアの強化に重点を置き、より一層の競技力の強化を図るとともに、スポーツの聖地づくりを進めていく。

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの選手団をはじめ、国内外から多くの観戦者の来訪が見込まれており、大会の開催準備・盛り上げや事前キャンプの誘致などを通じ、スポーツによる交流の促進を図ることが課題となっている。

このため、両大会の開催準備を促進するため、府内推進本部幹事会を開催したほか、県、市町、関係団体等で構成されるラグビーワールドカップ2019静岡県開催推進委員会の開催や東京オリンピック・パラリンピック自転車競技静岡県開催推進委員会及び伊豆半島・東部地域首長協議会の設立により、地域一体の応援体制を整備・強化した。

ラグビーワールドカップ2019の開催準備については、開催機運の醸成及び本大会での交通輸送の検証として、平成29年6月に日本代表対アイルランド代表のテストマッチをエコパスタジアムで開催し、27,381人が観戦に訪れた。テストマッチの検証結果を踏まえ、交通輸送基本計画を策定し開催準備を進めるとともに、本県出身でアイドルグループ「ももいろクローバーZ」の百田夏菜子氏を開催都市特別サポーターに委嘱し、新たなラグビーファンの拡大を図った。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催準備については、交通・輸送対策を実施するとともに、大会認知度の拡大、自転車競技の普及のため、3年前イベント等の機運醸成の取組を実施した。また、おもてなしの準備として都市ボランティアの募集を開始した。

引き続き、両大会の開催機運の盛り上げを図りながら、組織委員会等関係者と連携し、関係者一体となって準備を加速していく。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催の

レガシー（遺産）として、本県をサイクルスポーツの聖地とするため、県内のサイクル関係者で構成するサイクルスポーツ協議会で施策を議論するとともに、県内のサイクル情報を一元的に発信するウェブサイトの開設等サイクリストの受入態勢を構築し、サイクリストの利便性を向上させた。

今後は、市町や民間との連携を強化し、サイクルスポーツの聖地づくりを一層推進するため、知事を議長とし平成30年4月に拡大改編した「サイクルスポーツの聖地創造会議」で、サイクルスポーツの聖地実現へ向けた施策を議論するとともに、官民協働による地域の特色を踏まえたサイクル事業を展開していく。

東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致については、新たに湖西市、静岡市など7市が覚書を締結し、平成30年3月末現在で、12市14件の覚書が締結されている。今後も、海外現地連絡員の活動や県内視察のサポート等を通じた支援を行い、希望する全市町への誘致実現を図っていく。

ウ 交流を支えるネットワークの充実

富士山静岡空港の利用者数は、平成23年3月の東日本大震災の影響により著しく減少した後、着実に回復している。

平成29年度は、富士山静岡空港利用促進協議会を通じた各種助成や、中国をはじめとしたエアポートセールス、航空貨物の利用促進に向けた取組、広報活動等を着実に実施した。また、利用者動向を踏まえた公共交通アクセスを確保するため、JR静岡駅及びJR島田駅と空港間のアクセスバスの運行や、西部及び中東遠地域乗合タクシーの運行を実施した。

この結果、出雲線の新規就航やソウル線の一時増便のほか、新千歳線が丘珠線に統合し毎日運航となつことなどにより、定期便は国内6路線、国際線は5路線が運航され、利用者数は、平成27年度に次いで過去2番目となる67万46人に達した。

今後も、観光利用の促進に加え、ビジネス、教育旅行など底堅い需要の確保に努めるとともに、平成31年度から富士山静岡空港の運営を担う公共施設等運営権者と緊密な連携を図りながら、路線の拡充、空港アクセスの確保に取り組んでいく。

エ 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり

本県の観光交流客数は、東日本大震災の影響により平成23年度は減少したが、平成24年度から増加に転じ、平成29年度は、過去最高の1億5,648万人となった。

これは、NHK大河ドラマ「おんな城主 直虎」の放映を契機として、交通事業者とタイアップした周遊企画きっぷやドライブプランを造成した

ことにより、県外からの誘客及び県内周遊が促進されたことや、着地型・体験型観光の取組への支援などを行い、多様な関係者の連携による観光地域づくりや観光資源を生かした商品づくりを進めたことが要因と考えられる。

こうした取組を継続するとともに、さらに観光客を取り込むため、平成31年春に本県で開催されるデステイネーションキャンペーンに向け、県、各市町、観光協会、観光事業者などが一体となり、新たな観光素材の発掘や磨き上げ、大都市圏での商談会、情報発信等を行うことにより、静岡県の魅力発信と誘客に取り組んでいく。

また、平成29年の本県の外国人延べ宿泊者数は、150万2千人泊となり、平成28年の157万人泊と比較して6万8千人泊、4.4%減少した。これは中国人客が減少したことが主な要因であるが、「静岡ツーリズムビューロー（T SJ）」が重点的に取り組む欧米豪や香港は全国よりも高い伸び率となるなど、T SJによる誘客施策が一定の効果を現していると考えられる。

今後は、平成30年3月に新たに策定した「静岡県観光躍進基本計画」にある「国際競争力の高い観光地域づくり」、「観光客の来訪の促進」、「観光人材の育成と来訪者の受入環境の整備」の3つの基本方針により、世界レベルの観光資源を有する“ふじのくに”にふさわしい世界水準の観光地域づくりを持続的に進め、観光交流人口の拡大を図っていく。

才 多様な交流の拡大と深化

本県を代表する「学術、文化・芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「文化力」を活かし、新たな交流と活力を生み出す地域づくりを推進するため、その玄関口となる東静岡駅南口県有地において“ふじのくに”的文化力の高さをアピールする「文化力の拠点」の形成を図る必要がある。

そのため、有識者会議等における議論を経て取りまとめた基本構想及び基本計画(案)を尊重しつつ、全館移転となる県立中央図書館を中心とした施設を先行整備する方針の下、府内プロジェクトチームにおいて導入機能、規模、事業手法などの検討を実施した。

今後は、「文化力の拠点」の早期形成に向け、民間活力を活用するための事業者ヒアリングを実施するとともに、プロジェクトチームでの検討を進め、施設整備計画を策定する。

中山間地域、漁村地域等では、過疎化による集落機能低下等の問題が生じており、交流人口の拡大による地域活力の維持向上が課題となっている。

このため、滞在型グリーン・ツーリズムの促進として、農林漁家民宿の開業に関する指導や研修会を行った結果、新規に9軒が開業し、平成30

年3月末現在で計28軒となった。

今後も、滞在型グリーン・ツーリズムを通じた地域ぐるみの取組や戦略的な情報発信等を進め、農山漁村地域での交流人口の拡大を図っていく。

(3) ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

ア 陸・海・空の交通ネットワーク機能の充実

空港の機能向上や利便性向上を図るため、旅客ターミナルビルの増築・改修工事を計画的に進め、平成30年4月から新国内線ターミナルの供用を開始するとともに、公共施設等運営権制度を活用した空港の新たな運営体制の構築に向け、空港運営を中心となって行う民間事業者の公募・選定手続を実施し、平成30年3月に優先交渉権者を選定した。

また、富士山静岡空港旅客ターミナルビル入館者数は、空港利用者及び見学者等へのおもてなしの充実と空港周辺の賑わい創出に継続的に取り組んだ結果、平成29年度は154.9万人と前年を上回った。

今後は、平成30年10月の新国際線ターミナル完成を目指し、旅客ターミナルビルの増築・改修工事を着実に進めるとともに、平成31年4月からの公共施設等運営権制度導入に向けた、手続や準備を着実に進め、活力と魅力あふれる空港の実現に取り組んでいく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

平成 29 年の本県の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数)は 1.52 で、平成 16 年の 1.37 を底に上昇傾向にあるものの、前年の 1.55 から 0.03 ポイント低下し、出生数も毎年減少しているなど長期的な少子化の傾向が継続している。平成 30 年 4 月 1 日現在の高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は 28.7% で、過去の最高値を毎年更新しており、超高齢社会の中で高齢化はますます進行している。

医療を取り巻く環境は、医師の不足及び地域間や診療科別の偏在、看護師の慢性的な不足等により、地域の医療提供体制に支障が生じるなど、命を守るために必要な医療の確保が困難な状況が継続している。

障害のある人については、障害の重度化や高齢化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害に対する誤解や偏見のない県民意識の醸成、人生のそれぞれの段階で障害の特性や程度に応じた多様なサービスの提供が求められている。

一方で、厚生労働省が公表した都道府県別健康寿命(平成 22 年、25 年、28 年の 3 回平均: 平成 30 年 3 月公表)では、本県は男性が 72.15 歳、女性が 75.43 歳で、男女とも全国 2 位と、引き続き全国トップクラスの健康長寿県となっており、その更なる延伸が望まれている。

健康福祉部では「いのち輝き、笑顔あふれる社会を」を理念とし、総合計画などの各種計画に基づき、地域社会全体で子育てを支え、子どもを生みたいと願う人が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するとともに、安心できる医療の提供と健康寿命日本一の推進、障害のある人の自立と社会参加の支援、高齢者が健康でいきいきと暮らせる環境や地域包括ケアシステムの充実、援護が必要な人の希望や自立を支援するセーフティネットの整備などの諸施策を推進した。

特に、若い世代が働きながら安心して出産、子育てができる環境の整備や子どもの貧困の連鎖の解消をはじめ、健康寿命の更なる延伸のため、職場や子どもの頃からの健康づくりや社会健康医学研究の推進、高齢世代の社会参加の促進を図るほか、障害を理由とする差別の解消や、医師、看護師など医療従事者の確保や地域偏在の解消、慢性的に人手不足となっている福祉・介護人材の確保、保育士の定着など、医療・介護・福祉人材の育成・確保対策などに重点的に取り組んだ。

また、災害時要配慮者支援対策の一層の推進、災害医療体制の強化・充実、食品の安全確保対策、危険ドラッグ撲滅対策などにも取り組んだ。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

1 安心して子どもを生み育てられる環境整備

(ふじさんっこ応援プラン) (静岡県ひとり親家庭自立促進計画)

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県子どもの貧困対策計画)

<主要な事業の実績>

(1) 少子化対策の推進

「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づく市町の効果的な取組みを支援するほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、他自治体が行った優良事例の横展開に取り組むなど市町と連携して結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、本県の少子化対策の強化・充実を図った。

(2) 待機児童解消対策

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所 17 施設及び認定こども園 28 施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により保育サービスの受入枠を拡大するとともに、それを担う保育士の確保に取り組んだ。

(3) 地域や職場における子育て環境の充実

子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援フェスタ」や「ふじのくに」子ども・子育て応援県民会議」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する気運の醸成を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(4) 母子保健サービスの充実

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援として、平成 29 年 4 月から市町設置が努力義務となった「子育て世代包括支援センター」の設置の推進を図るため、妊娠期から子育て期までにわたる総合的な相談支援に対応する妊娠・出産包括支援員の養成を実施した。また、妊娠 S O S サポート事業（思いがけない妊娠相談）や安心・安全な妊娠・出産及び子育ての悩み等に対応するための相談支援事業を実施するとともに、先天性難聴児の早期発見等を図るために検査体制の整備などを行った。

また、不妊・不育で悩む方への支援として、不妊・不育専門相談センターにおける専門相談に加え、個人への心理的支援のための当事者交流会を開催したほか、体外受精などの特定不妊治療への助成や一般不妊治療（人工授精）、不育症治療に対し補助を行う市町に対する助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

(5) ひとり親家庭の支援・子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の自立を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる生活相談や就業支援のほか、経済的支援、子どもの就学支援など総合的な支援に取り組んだ。また、平成 29 年度からひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を減免する市町に対する助成制度を新設した。

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や児童養護施設等の

子どもの大学修学支援のほか、保護者の生活・就労支援等を実施した。

(6) 児童虐待防止対策

児童福祉法の改正により新たに都道府県での実施が義務付けられた、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習会等を行うことにより、児童虐待に対応する児童相談所職員の専門的な知識や技能の確保に努めるとともに、市町の要保護児童対策地域協議会調整機関に設置される専門職の任用後研修を実施し、市町の要保護児童対策地域協議会の運営充実のための支援を行った。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職以外の市町職員に対しても、実践的な研修等を実施し市町の相談体制の強化を図った。

児童虐待防止について広く理解と関心を得るため、「児童虐待防止・静岡の集い」を開催し、虐待やそれに伴う家庭崩壊が、子どもたちに及ぼす影響など、困難を抱える家庭や子どもに対する支援について講演を行ったほか、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の開催など広報啓発を行った。

<評価及び課題>

本県の合計特殊出生率は、全序を挙げて少子化対策に取り組んできた結果、平成29年は1.52と平成28年から0.03ポイント低下したが、平成16年の1.37を底として回復傾向を示している。平成29年の出生数は前年より1,391人減少し、依然として少子化に歯止めがかかっていない。今後も「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づく、各市町の特性に応じた効果的な取組を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいく。

保育所等の待機児童数は、保育所・認定こども園の施設整備等により4,056人分の保育サービスの受入枠を拡大したことなどから、前年から131人減少し325人(平成30年4月1日現在)となった。

引き続き、潜在需要も含めた保育ニーズの把握とニーズに対応できる受入枠の拡大、それに伴い必要となる保育士の確保・定着対策、利用申込者の多様な要望にきめ細かに対応する保育コンシェルジュの設置促進等に市町と連携して取り組み、待機児童ゼロの実現を目指していく。

地域や職場における子育て環境の充実では、自主的に子ども・子育てを応援する活動を行う「ふじさんっこ応援隊」の参加団体数が、前年度から33団体増加して1,366団体となった。今後も更なる参加促進に取り組んでいく。

妊娠・出産のための健康づくりについては、高校生などの若い世代向けに妊娠・出産に関する健康教育や相談を実施し、自分自身のライフデザインを考える機会を提供することで、少子化対策や虐待予防対策に取り組んでいく。

平成29年度のひとり親への職業紹介による就業件数は、前年度から209人減少し、1,642人であった。減少の主な要因は景気回復基調等により転職希望者が少なかったことによるものと考えられる。児童扶養手当の支給や母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に寄り添った就業支援等により、引き続きひとり親家庭の自立を図っていく。

子どもの貧困対策については、市町や関係機関と連携し、生活困窮世帯等の就労・相談支援のほか、地域の実情に応じた学習支援や子どもの居場所づくりなどの取組を進め、貧困の連鎖防止に取り組んでいく。

また、児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組を着実に進めているが、平成 29 年度の虐待による死亡児童数が 1 人であったことから、毎年度 0 人の目標が達成できるよう、今後、児童虐待検証部会において、対象とする死亡事例について原因や再発防止対策等について分析を行っていくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進、市町要保護児童対策地域協議会の運営や相談体制の整備を進めるため「こども家庭総合支援拠点」の設置を各市町に働きかけていく。

今後も、結婚から妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援に市町とともに取り組み、「子育ては尊い仕事」という理念を基に、社会全体で子育てを応援する取組を進めていく。

2 安心医療の提供と健康寿命日本一の推進

(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県周産期医療体制整備計画)	(静岡県へき地保健医療計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)
(静岡県感染症・結核予防計画)	(静岡県国民健康保険運営方針)
(ふじのくに健康増進計画)	(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)
(静岡県歯科保健計画)	(静岡県食育推進計画)

<主要な事業の実績>

(1) 静岡県保健医療計画（地域医療構想を含む）の推進等

静岡県医療審議会の下に設置した保健医療計画策定作業部会を開催し、第 8 次静岡県保健医療計画（平成 30 年度～平成 35 年度）を策定した。

また、静岡県保健医療計画の一部として位置付けられる「地域医療構想」の推進のため、地域の医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議を県内 9 箇所で開催し、医療機能の分化・連携等に係る協議を行った。

さらに、地域の医療提供体制の確保に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化と連携を図るとともに、有床診療所の設備整備、医療従事者の確保・養成等に必要な施策を推進した。

(2) 在宅医療提供体制の整備

地域における在宅医療の提供体制を確保するため、病院からの在宅への受け渡しや、訪問診療の実施、在宅患者の急変時対応などの機能を担う有床診療所の施設・設備整備を支援し、在宅医療を実施する有床診療所等の確保への取り組みを行った。また、地域の医療・介護を担う多職種による連携を推進するため、圏域ごとにワーキング・グループを開催し、在宅医療に関する地域の課題などについて検討を行ったほか、医療機関の訪問診療への参入促進を図る「在宅医療推進員」を増員するなど、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

(3) 医師確保対策の推進

「ふじのくに地域医療支援センター」により推進してきた医師確保対策の充実・強化を図るため、平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」において、教育機能、臨床機能、調査・研究機能を柱とした様々な取組により、医師の確保及び地域偏在の解消に努めている。

医学修学研修資金利用者と医療関係者が一堂に会し、県内で活躍する医師による講演会、意見交換会などを通じて、本県の地域医療に貢献するこころざしを育む「夏季セミナー」の開催や、カレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成、複数の病院の連携による魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の提供に加え、優秀な指導医の確保を図るため、その待遇改善策として指導医手当を新たに支給する病院の支援などに取り組んだ結果、医学修学研修資金利用者（定着者等を含む）365人が県内で勤務している。（平成30年4月1日現在）

また、女性医師が県内で更に活躍する仕組みとして、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、実効性の高い取組を積極的に実施する「ふじのくに女性医師支援センター」を新たに設置し、県全体の女性医師支援の推進を図っている。

加えて、相対的に医師が不足している県東部地域への医師の配置を促進するため、原則、返還免除期間に算入できない県内医大附属病院における勤務期間を、東部地域の病院等に勤務実績がある場合に、その勤務期間に応じて医学修学研修資金の返還免除対象期間に算入するよう制度を改めたほか、地域医療を担う公的医療機関等への県立病院の医師派遣に伴う負担金の支出や産科勤務医の手当を支給するなど、医師の負担軽減・離職防止を図る病院等に対する助成などを実施した。

（4）看護職員確保対策の推進

高齢化や疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大や多様化により、慢性的な看護師不足が継続している中、県内の看護職員就業者数を「第7次静岡県看護職員需給見通し」の供給数に近づけるため、看護職員の養成力強化、県内就業定着促進・離職防止、再就業支援を柱とした様々な取組により、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

指導者研修の実施や養成施設の運営支援による養成力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、院内保育所の設置・運営支援や医療勤務環境改善支援センターからのアドバイザー訪問等による離職防止、県ナースセンターに配置したコーディネーターによるきめ細かな再就業支援などについて、地域医療介護総合確保基金を活用し重点的に実施した。

また、妊娠期及び産前産後ケア、育児支援など幅広い場面で活躍する助産師の養成を目的とした県立東部看護専門学校への助産師養成課程開設（平成31年4月）に向けて、校舎の増改築設計等を実施した。

（5）救急医療に係る体制の整備

休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な対応を図るため、救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、機能分担に応じた救急医療活動を実施している。

高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターについて、平成29年4月に追加指定を行い県内11センター体制としたほか、緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため2機体制で全県をカバーするドクターへリの運航を支援するなどして、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

（6）難病対策の推進

平成29年4月から330疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問

相談などの支援を実施した。

難病の患者に対する医療等に関する法律において都道府県が処理することとされている事務については、平成 30 年 4 月 1 日以降政令指定都市に移譲されることから、静岡市及び浜松市との定期的な協議の開催のほか、当該市職員の受け入れや業務研修など、円滑な政令指定都市への業務移譲に向けた準備事務を実施した。

(7) がん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び静岡県がん対策推進計画（第 2 次）に基づき、県民の「がん」という病気とその予防に関する理解の促進のため、関係機関・団体と連携し、市町等のイベントでの普及啓発に取り組んだ。また、がん検診受診率向上対策、講演会・研修会等の開催による知識の付与などのがん予防対策、県民に適切ながん治療や支援を行うがん診療連携拠点病院等国・県指定病院の機能向上に向けた運営費や施設設備整備費の助成及び各種医療人材の養成などの医療対策並びにがん患者の治療と就労の両立に向けた地域の支援ネットワークの構築等の就労支援対策など、総合的ながん対策の推進を図った。

加えて、国の「がん対策推進基本計画」が策定されたことを受け、県がん対策推進協議会における協議やパブリックコメントを経て、第 3 次静岡県がん対策推進計画（2018 年度～2023 年度）を平成 30 年 3 月に策定した。

(8) 健康長寿日本一に向けた取組

平成 26 年 3 月に策定した「第 3 次ふじのくに健康増進計画」に基づき、①健康長寿プログラムの普及（ふじ 3 3 プログラム及び減塩 5 5 プログラム）、②健康マイレージ事業、③企業との連携（企業表彰、健康づくり宣言事業所）、④健康長寿の研究（特定健診データ（67 万人分）の分析及び「健康マップ」の作成（市町のデータを中学校ごとの単位でマップ化等））、⑤重症化予防対策の 5 事業を柱とする「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進したほか、歯科診療所への設備整備助成など在宅歯科医療体制の充実にも取り組んだ。平成 30 年度からの計画の推進を図るため、後期アクションプランを策定し、さらなる事業展開に努めることとした。

また、平成 29 年度からは、新たに健康経営の視点を取り入れた健康づくり施策である「しずおか “まるごと” 健康経営プロジェクト」に取り組み、更なる健康寿命の延伸を目指している。

(9) 社会健康医学の研究推進

「社会健康医学」基本構想検討委員会が「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」で示した 4 つの提言（研究、人材育成、拠点、成果）の具体化に向けて「社会健康医学」基本計画策定委員会を開催し、社会健康医学研究推進基本計画を策定したほか、県民向けのシンポジウムを開催した。

(10) 国民健康保険の新制度への移行

国民健康保険の制度改革により、平成 30 年 4 月から、県と市町が共同で運営を担う新制度に移行することから、平成 29 年度には、静岡県国民健康保険運営協議会の開催、市町等との協議などを行い、静岡県国民健康保険運営方針を定めるなどの準備事務を実施し、円滑な制度移行に取り組んだ。

(11) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局に求められる在宅医療への取組を進めるため、モデル薬局による在宅業務の実施を通じた薬剤師と多職種の連携の方策及び効果等の検討や、在宅業務に必要な無菌調剤研修設備の整備を行った。

<評価及び課題>

地域の医療提供体制については、静岡県保健医療計画等に基づき整備を進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議のもと、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

平成 30 年度を初年度とする第 8 次静岡県保健医療計画は、静岡県長寿社会保健福祉計画（介護保険事業支援計画）をはじめとする他の関連計画との整合性を図りながら策定したことを踏まえ、その進捗管理等においても関係機関と連携して取り組んでいく。

在宅医療提供体制の整備について、人口千人当たりの訪問診療を受けた患者数は、2012 年度の 34.5 人から 2016 年度の 41.6 人へと 7.1 人増加しているものの、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれるため、在宅医療の提供体制の更なる充実や医療・介護に係る多職種による連携の促進に取り組んでいく。

医師確保対策については、平成 26 年度に「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立し、医学修学研修資金の新規貸与枠を医科大学 1 校の入学定員に相当する 120 人に拡充するとともに、医学修学研修資金の貸与を受け、本県の地域医療に従事することを条件とする入学定員枠である地域枠を県外大学に設置し、将来本県の地域医療に貢献する医師の養成を図った結果、平成 28 年 12 月末の本県の人口 10 万人当たりの医療施設に従事する医師数は、200.8 人と平成 26 年 12 月末時点と比べて 6.9 人 (3.6%) 増加し、全国の増加率 (2.8%) を上回った。他方で、平成 30 年度から新専門医制度がスタートした結果、本年 4 月の時点で県内公的医療機関等に在籍する免許取得後 3 年目医師数が、昨年度から 26 人減の 142 人となるなど、本県の地域医療に大きな影響を与えており、新制度に対応した研修プログラムの見直しに向けた取組を行うなど、医学修学研修資金の活用を中心とした医師数の増加、偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、看護職員の需要が増大する一方で、夜勤など厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。こうした中で、養成施設の運営支援による養成力強化、勤務環境改善支援等による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援の 3 つの柱に沿った施策を推進し、離職時届出制度の効果的な活用により、着実な看護師確保、定着につなげていく。県立東部看護専門学校への助産師養成課程の設置については、平成 31 年 4 月の開設に向け、関係機関と連携しながら着実に準備を進めていく。

救急医療に係る体制整備については、救急医療の核となる救命救急センターとして、平成 29 年 4 月 1 日に藤枝市立総合病院を追加指定し、県内 11 病院体制を構築した。また、ドクターヘリについては、2 機を合計した年間出動回数が過去最多の 1,701 回となり、県内の救急医療やへき地医療で大きな効果を発揮することができた。今後も、安心医療を提供するため、救急

医療体制の整備に取り組んでいく。

難病対策については、平成 30 年 4 月 1 日から対象疾患が 1 疾患追加され 331 疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組んでいく。

また、難病医療提供体制の構築を図り、県民への適切な情報提供や、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

がん対策については、平成 30 年 3 月に策定した第 3 次静岡県がん対策推進計画に基づき、たばこ対策の強化やがん検診受診率の向上、在宅緩和ケアの普及推進に向けた取組等に加え、新たにがんゲノム医療や先進的な医療の推進、小児・AYA 世代のがん対策、がん教育の推進などに取り組み、本県のがん対策の一層の強化を図っていく。

健康寿命について、厚生労働省が公表した都道府県別の健康寿命（平成 22 年、25 年、28 年の 3 回平均：平成 30 年 3 月公表）では、本県は男性が 72.15 歳、女性が 75.43 歳で、いずれも全国 2 位と全国トップクラスの健康長寿県を維持している。また、メタボリックシンドrome 該当者の割合では、平成 27 年度は 13.04% と全国で 2 番目に低い県となっている。

その一方、本県は脳血管疾患による死亡が男女とも全国に比べて高く、特定健診データの分析から、「県東部と中部で高血圧症有病者が多い」など地域別の健康課題が明らかになったため、脳血管疾患と因果関係のある塩分摂取について、「ふじのくにお塩のとりかたチェック票」を活用した塩分摂取量の見える化を、地域住民だけでなく企業と連携し従業員にも拡大し、自らの生活習慣を改める動機付けに取り組んだ。

また、ふじ 33 プログラムを平成 29 年度は 34 市町と 13 事業所で実施し、県総合計画後期アクションプランの目標を達成した。健康マイレージ事業を実施している 27 市町では累計約 4.7 万人の県民が「いきいきカード」を取得するなど、「ふじのくに健康長寿プロジェクト」の取組は着実に普及拡大している。さらに、67 万人の特定健診データの分析結果を中学校区ごとの単位でマップ化したことにより、地域の健康づくり活動の活発化に結びついている。

平成 29 年度の新規事業として取り組んでいる「しづおか“まるごと”健康経営プロジェクト」では、地域や企業で健康情報を口コミにより発信する健幸アンバサダー養成講座を 5 講座実施し、751 人を養成したほか、子どもの頃からの生活習慣病予防の出前講座を 4 小学校で実施した。こうした取組により子どもから働きざかり世代、地域住民と一貫した健康づくり施策が展開されており、今後もこれらの施策を推進することにより、健康寿命の延伸を図っていく。

社会健康医学の推進については、社会健康医学研究推進基本計画に基づく研究や、研究体制の充実に向けた検討等に取り組むことにより、県民の健康寿命の更なる延伸や、世界に誇れる健康長寿“ふじのくに”の実現を図っていく。

少子高齢化や就業構造の変化等により高齢者と低所得者の増加が進み、国民健康保険は、医療費が増加する一方で保険料（税）収入は伸び悩むという厳しい財政運営を強いられている中、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体として参画したことから、静岡県国民健康保険運営方針に定める取組を進め、市町とともに円滑な新制度の運営に努めていく。

かかりつけ薬剤師・薬局については、県民や医療・介護に関わる多職種にその役割の重要性についての理解が得られるよう、薬局の在宅業務や健康相談業務等の実施を通じて、周知を図っていく。

3 障害のある人の自立と社会参加

(ふじのくに障害者しあわせプラン) (静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

<主要な事業の実績>

(1) ふじのくに障害者しあわせプランの推進

平成 25 年 7 月に策定した「第 3 次静岡県障害者計画」に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできる「魅力ある“ふじのくに”の実現」に向けて、「共に生きる社会の実現」や「地域での豊かな暮らしの実現」など 4 つの施策を柱として、具体的な施策の展開を図った。主な事業として、各圏域に圏域スーパーバイザーを設置し、各圏域自立支援協議会に対して専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行う「圏域スーパーバイザー設置事業」を実施した。

また、平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期静岡県障害福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

このほか、平成 30 年度からの新たなふじのくに障害者しあわせプランとして、「第 4 次静岡県障害者計画」、「第 5 期静岡県障害福祉計画」及び児童福祉法の改正により新たに規定された「第 1 期静岡県障害児福祉計画」を平成 30 年 3 月に策定した。

(2) 障害者差別解消条例の施行

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を平成 29 年 4 月に施行し、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」を新設したほか、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催等を実施した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」のため、全市町でのヘルプマークの配布やユニバーサルタクシーの導入支援などに取り組んだ。

(3) 障害者スポーツの振興

東京 2020 パラリンピック競技大会に向けて、潜在アスリートの発掘や障害者アスリートの支援のため、県の指定強化選手に対する活動経費の助成や、本県関係のリオデジャネイロパラリンピック出場者等で結成した「障害者スポーツ応援隊」による障害者スポーツの魅力発信などに取り組んだ。

また、平成 29 年 9 月に県内で開催された第 51 回全国ろうあ者体育大会の開催を支援し、全国各地から選手、役員等約 4,600 人が参加するなど、障害者スポーツの振興に取り組んだ。

(4) 障害のある人への就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送ることで、誰もが「幸せ」となるユニバーサル社会を目指すため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、授産製品のブランド化などによる販売促進に取り組んだほか、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を定めて、就労施設等からの物品等の調達推進を図った。

また、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、障害のある人の農業分野での活躍を目指した、農福連携による工賃向上支援事業や、障害のある人の「はたらくこと」に関する情報

提供及び相談対応等のサポートを実施した。

このほか、企業CSR連携促進コーディネーター（企業CSR：企業の社会的責任）による企業と障害福祉施設等のニーズのマッチング支援に取り組んだ。

(5) 重症心身障害児（者）への支援

医師、看護従事者、介護従事者及び相談支援専門員等が連携して、重症心身障害児（者）の在宅支援を実施できるよう、新たに多職種連携研修を実施した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成制度を創設するとともに、医療機関に専門家を派遣するなど、事業所の開設支援を実施した。

(6) 発達障害児（者）への支援

平成28年10月に取りまとめた「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえ、発達障害児の早期発見・早期療育に必要な、保護者の家庭療育力の向上と、支援者の家族支援力の向上に関する実地研修など、身近な地域における支援体制の充実を図った。

(7) 精神障害者への支援

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとに相談支援や関係機関との連携体制の構築に取り組んだほか、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防対策を図るため、「静岡県アルコール健康障害対策推進計画」を平成30年3月に策定した。

また、精神科病院等に入院する長期入院精神障害者の地域移行を進めるため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」を実施し、退院者の体験談を聞くプログラムや賃貸住宅を利用した外泊体験により、入院患者の退院意欲の喚起を図ったほか、医療機関や相談支援事業所等職員に対して退院支援に関わる制度理解と介護保険サービス事業所等との連携を図るための研修を実施するなど、退院支援及び地域生活支援等に総合的に取り組んだ。

<評価及び課題>

平成29年度は82人の障害のある人が生活の場を入所施設から地域に移し、平成26年度からの地域移行者数は317人となったが、平成29年度末までに地域移行する人の累計目標数381人の83%程度に留まったため、引き続き住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすための支援体制を強化していく。

また、平成29年度に策定した「第4次静岡県障害者計画」、「第5期静岡県障害福祉計画」及び「第1期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害のある人の不便さを取り除く「合理的配慮の提供」の徹底を図るほか、東京2020パラリンピック競技大会に向けて障害者スポーツ及び文化芸術活動の振興に取り組み、障害のある人の社会参加を促進していく。

平成29年度の福祉施設から一般就労への移行実績は447人で、平成29年度の目標値である605人に対して74%の達成状況であり、更に移行を促進するため、就労移行事業所職員への研修な

ど、就労支援体制の充実を図っていく。

工賃水準の向上については、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とした支援を行うほか、官公需拡大についても、過去最高の平成28年度実績以上を目指す調達目標を定め、発注拡大に取り組んでいく。

このほか、企業CSR（企業の社会的責任）の連携促進事業については、企業と障害福祉施設のニーズのマッチングを28件実現させた。今後も双方のニーズの把握に努め、マッチング支援を行うことで共生社会の実現に向けた取組を推進していく。

重症心身障害児（者）に対して、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、在宅生活には、医療型短期入所事業の提供が重要であるため、提供主体となることが見込まれる医療機関に対して当該事業の必要性について説明を行うなど、当該事業の拡大に理解が得られるよう取り組んでいく。

発達障害児（者）の支援については、「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえ、身近な地域におけるライフステージに応じた支援体制を充実・強化するため、早期発見・早期発達支援体制の整備に優先的に取り組み、段階的にライフステージに応じた施策を展開していく。また、東部地域は、中・西部地域と比べ、相談、療育、医療機関等が少なく、早期発達支援をはじめ、医療、相談支援の強化が急務となっていることから、それら体制整備の充実に優先的に取り組んでいく。

精神障害者への支援については、多様な精神疾患ごとに対応できる医療機関を明確にし、早期に必要な精神科医療が提供される医療体制の確保に努める。また、県自立支援協議会地域移行部会等の保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

4 いきいき長寿社会の実現 (ふじのくに長寿社会安心プラン)

<主要な事業の実績>

(1) 地域包括ケアシステム構築の支援

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、市町が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療・介護の連携、認知症の施策、生活支援、介護予防、地域ケア会議の効果的実施を支援するため、市町の進捗状況の把握や地域で中心となる人材の育成等を実施した。また、保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議及び圏域会議の開催により、多職種連携の強化を図るとともに、健康・生きがいづくり、支え合いの地域づくり、認知症施策の推進等の事業を行った。

(2) 第7次ふじのくに長寿社会安心プランの推進

2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第7次ふじのくに長寿社会安心プラン（第7次静岡県長寿者保健福祉計画）」に基づき、「健康に暮らせる長寿社会づくり」、「いきいきと暮らせる長寿社会づくり」、

「地域で安心して暮らせる長寿社会づくり」、「地域に根ざした質の高い介護サービス等が提供できる長寿社会づくり」の4つを施策の柱として、市町の介護予防、生活支援などの取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

(3) 第8次ふじのくに長寿社会安心プランの策定

地域包括ケアを実現するため、「第8次ふじのくに長寿社会安心プラン（第8次静岡県長寿社会保健福祉計画）」を策定した。

プランにおいては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成30年度から3年間の施策の方向として、「健康づくり、社会参加の促進」、「共に支え合う地域社会の実現」、「認知症にやさしい地域づくり」、「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」、「誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備」の5つを柱として、それぞれに目標と具体的な取組を掲げた。

策定に当たっては、「静岡県保健医療計画」との整合を図るとともに、市町及び関係団体と地域の課題の洗い出し、課題の解決に向けた3年間の取組を検討し、プランに反映した。

(4) 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が、元気でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり、スポーツ活動、文化活動など高齢者の社会参加や生きがい創出を、しづおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

(5) 支え合いの地域づくりの推進

市町における地域住民による支え合い活動を促進するため、市町が配置する生活支援コーディネーターなどの人材育成に取り組んだ。

また、「ふじのくに型人生区分」における壮年熟期（66～76歳）の方を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手育成を図る「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を実施したほか、高齢者の在宅生活の継続を促進するため、日常生活における生活支援サービスの担い手を育成し、市町における地域包括ケアシステムの早期構築を支援した。

さらに、高齢者や障害者等の社会的弱者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、行政、福祉関連団体、事業者団体等からなる「ふじのくに安心地域支え合い体制づくり県民会議」を開催し、地域の現状や認知症の方の見守りの実践などについて情報共有を行い、地域における支え合い体制づくりを支援した。

(6) ふじのくに型福祉サービスの推進

県内にある介護サービス基盤等の社会資源を活用し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、年齢や障害の有無にかかわらず、垣根なく福祉サービスを提供する「ふじのくに型福祉サービス」を普及するため、実践者や専門家の派遣や、事例報告会等による事業の立ち上げ支援を実施した。

(7) 地域リハビリテーションの推進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、リハビリテーションの利用に係る多職種連携を促進したほか、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成や市町における介護予防事業等に関与するリハビリテーション専門職の指導者育成研修に取り組んだ。

(8) 認知症総合対策の推進

社会における認知症の正しい理解を促進するため、市町における認知症サポーター養成講

座の実施を支援した。また、かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、専門医療機関として診断や相談等に対応する「認知症疾患医療センター」の追加指定（新規 5 か所、県指定 計 11 か所）を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

さらに、若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営するとともに、就労・社会参加の支援を目的に「若年性認知症居場所（仕事の場）づくり」を行うモデル事業を実施した。

（9）介護保険関連施設整備への助成

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を最大限活用し、積極的な整備促進を行った。

＜評価及び課題＞

地域包括ケアシステムの構築といきいき長寿社会の実現に向けて、平成 27 年 3 月に策定した「第 7 次ふじのくに長寿社会安心プラン」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。さらに、「地域共生社会」を目指して、「地域で支え合い、安心して暮らせる長寿社会の実現」を理念とする「第 8 次ふじのくに長寿社会安心プラン（第 8 次静岡県長寿社会保健福祉計画）」を策定した。

地域住民による支え合い活動の推進については、「壮年熟期」の方を主な対象とした社会参加の促進事業により、経験や知識を活かし社会を支える担い手として 342 人を養成したほか、高齢者の在宅生活の継続を支える生活支援サービスの担い手養成研修を実施し、32 人を養成した。

地域リハビリテーションの推進については、地域における効果的なリハビリテーションを図るため、市町における介護予防事業等に関与するリハビリテーション専門職を 257 人養成した。

認知症総合対策の推進については、市町における認知症サポートー養成講座を支援し、平成 29 年度末で認知症サポートー数が 299,279 人となり、目標（目標年度平成 29 年度）の 24 万人を達成した。さらに、すべての高齢者保健福祉圏域に認知症疾患医療センターを設置したことにより、地域の連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを 62 人養成し、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。

働き盛りで発症する若年性認知症については、若年性認知症居場所づくりとして 3 事業者が事業を実施し、合計 12 人の方が洗車作業やパン販売を行った。

また、「第 8 次ふじのくに長寿社会安心プラン」の策定に当たっては、医療計画、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画の整合を図るとともに、圏域においては、県、市町、保健医療・福祉介護の関係者と地域課題の共有や課題解決に向けた取組の方向性について合意形成を図った。

今後、第 8 次ふじのくに長寿社会安心プランの理念である「地域で支え合い、安心して暮らせる長寿社会の実現」を図るために、医療・介護・福祉・地域等の関係団体と連携

し、「認知症にやさしい地域づくり」や「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」に取り組むとともに、市町における地域包括ケアシステムの構築を支援していく。

特別養護老人ホームの整備定員数は、整備の遅れ等により平成29年度末の目標数19,407人に対して、19,222人と目標を下回る結果となつたが、完成が今年度中となつた整備については、着実な執行管理により早期の開設に努める。また、特別養護老人ホームの入所希望は依然としてニーズが高いことから、今後は新たに策定した第8次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、認知症高齢者グループホームなど住み慣れた地域で暮らし続けるための地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備と誰もが暮らしやすい社会の実現

(静岡県地域福祉支援計画) (いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画)

(静岡県人権施策推進計画) (静岡県動物愛護管理推進計画)

<主要な事業の実績>

(1) 生活困窮者自立支援制度による事業の実施

郡部の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援窓口において、適切な支援につなぐ自立相談支援事業や就労支援事業、住居を喪失した離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、自立を支援した。また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行った。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部の子どものいる生活困窮世帯に対し、世帯の抱える問題に関する個別支援を実施した。また、生活困窮世帯の小・中学生に対して学びの場を提供し、生活習慣の改善に加え、楽しみながら学ぶ力を身につけ、将来の夢や希望を育てる事業を継続して実施するとともに、合宿型の学びの場の提供については、夏季休暇期間に加えて、冬季・春季休暇期間にも拡充して実施した。

(2) 自殺総合対策の推進

ゲートキーパーを養成するほか、自殺対策を実施する市町を対象に助成するとともに、「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援や大学生を対象としたこころのセルフケアワークショップ、ツイッター広告を活用した相談窓口の周知等を実施し、40歳未満の若年層対策の充実を図った。また、静岡DPATの体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

このほか、本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を平成30年3月に策定した。

(3) 静岡県地域福祉支援計画の推進

「第3期静岡県地域福祉支援計画（平成28年度～平成32年度）」に基づき、市町の地域福祉活動の推進を図るため、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有化し、地域福祉計画に基づく取組を支援した。

(4) 静岡県人権施策推進計画の推進

「静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）（平成28年3月策定）」に基づき、静岡県人

権啓発センターを拠点に、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への講師派遣、啓発図書・DVDの貸出し等、あらゆる場における人権啓発等に取り組んだほか、子ども、障害のある人等の分野別施策を所管する部局と連携して各種施策の展開を図った。

(5) 人権啓発活動の推進

人権フェスティバル等の講演会の開催、新聞広告、テレビ・ラジオスポットCMや啓発ポスターの掲出等の各種啓発活動や市町への各種啓発事業の委託の実施、保育士や家庭、企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の高揚を図った。特に人権尊重の意識が相対的に低い若い世代に対しては、インターネットやSNSを活用した広報活動を行うなど、その意識の向上に努めた。

(6) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図り、殺処分がなくなる環境づくりを推進した。

また、「災害時における愛玩動物対策行動指針」に基づき、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を活用して働きかけを行ったほか、災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成に取り組んだ。

(7) ひきこもり対策の推進

静岡県精神保健福祉センター内に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりへの対応方法等の講演会や家族交流会を実施し、家族支援の充実を図った。

また、賀茂、東部、中部、西部地区での民生委員・児童委員中堅委員研修会に出席し、ひきこもり支援の理解を求めるなど、関係機関との連携強化等に取り組んだ。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部として、NPO 法人等に委託し、平成 28 年度に県内 4 か所設置した居場所では、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行うため、料理、散歩、ゲーム等利用者が計画したプログラムを実施し、自宅以外で安心して過ごすための支援を行った。

<評価及び課題>

県内郡部 12 町の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。自立相談支援事業においては、生活困窮者 213 人から相談があり、このうち 88 人について支援プランを作成して支援した結果、37 人の就労が実現した。住居確保給付金においては、5 人にに対して、延べ 24 か月分の家賃相当額を支給し、求職活動のための住居の確保を支援した。相談者がそれぞれ抱える課題に的確に対応し、最適な支援を提供するため、関係機関等との連携の一層の強化に努め、自立を支援していく。

また、生活困窮世帯の子どもに対し、ふじのくに型学びの心育成支援事業を拡充した。通所型の学びの場の提供については、対象地域を拡大し、全町において開催されるよう取り組んだ。このうち毎週 1 回開催した 3 町では 43 人が参加し、夏季・冬季休暇期間の集中開催に加えて通学期間中に月に複数回開催した 7 町では 67 人が参加した。また、合宿型の学びの場の提供については、夏季休暇期間に加えて冬季・春季休暇期間にも拡大して実施し、75 人が参加し、大学

見学や就労体験を通して子どもたちの将来への意欲を引き出し、保護者からも好評を得た。

今後も教育関係部局等との連携を更に強化し、子どもたちがより参加しやすくなるよう開催形態に配慮しながら、子どもたちの自立に向けた支援の充実に努めていく。

就労に向けた準備が必要な人を対象として実施している就労準備支援事業については、合宿型のセミナーと就労体験を組み合わせて県内3地区で開催したところ、12人が参加し、うち6人が就労に結びついた。今後も関係機関と連携を図りながら、参加者の就労に向けた意欲を引き出し、着実にステップアップできるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援の提供に努めていく。

平成29年の自殺者数は前年より14人少ない588人となり改善した。自殺者数全体は減少傾向にあるが、若年層の自殺者はおむね横ばいであるため、若年層向けの相談窓口の充実やICTを活用した相談窓口の周知、教育委員会との連携等により支援の充実を図り、若年層対策を強化するとともに、経済団体と連携したゲートキーパー養成、遺族支援、大規模災害に備えた自殺対策等、自殺者数全体の更なる減少に向か、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、「第3期静岡県地域福祉支援計画」に基づき、平成29年度は『「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて』をテーマに県内5地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催した。引き続き、市町における地域福祉計画に基づく取組に対する支援を強化し、地域福祉の一層の推進を図っていく。

「静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）」に基づき、引き続き若い世代への人権尊重の意識の一層の高揚を図るとともに、広く県民全体の心にも届くよう、メディアやインターネット等による広報を活用し、教育委員会や関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発、人権教育に継続的に取り組んでいく。

犬猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組みを実施してきた結果、平成29年度、初めて1,000頭を切り、768頭となった。

今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫に対する対策として、屋内飼育の推進等の正しい飼い主の育成や地域猫活動を支援していく。

また、被災時における犬・猫の保護のため、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、ペットの受入を促すとともに、災害時動物愛護ボランティアリーダーに対して、研修会等の実施により今後も飼育管理サポート等の充実を図り、動物救護体制の整備に取り組んでいく。

「静岡県ひきこもり支援センター」の相談件数は、前年度から301件増加し1,868件となった。県内にはひきこもり状態にある人の世帯が7,000世帯あると推計されることから、ひきこもりが長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、センターの周知に努めるほか、地域で相談業務を行っている支援者に対し、ひきこもりに関する基本的な知識や支援方法を習得する研修会を実施し、地域でのひきこもり本人や家族の支援の充実を図る。また、ひきこもり本人が自宅以外で安心していられる居場所の設置を進め、より一層ひきこもり支援体制の強化を図る。

6 医療・介護・福祉人材の育成

<主要な事業の実績>

(1) 医師確保対策の推進（再掲）

「ふじのくに地域医療支援センター」により推進してきた医師確保対策の充実・強化を図るため、平成26年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」において、教育機能、臨床機能、調査・研究機能を柱とした様々な取組により、医師の確保及び地域偏在の解消に努めている。

医学修学研修資金利用者と医療関係者が一堂に会し、県内で活躍する医師による講演会、意見交換会などを通じて、本県の地域医療に貢献するこころざしを育む「夏季セミナー」の開催や、カレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成、複数の病院の連携による魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の提供に加え、優秀な指導医の確保を図るため、その待遇改善策として指導医手当を新たに支給する病院の支援などに取り組んだ結果、医学修学研修資金利用者（定着者等を含む）365人が県内で勤務している。（平成30年4月1日現在）

また、女性医師が県内で更に活躍する仕組みとして、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、実効性の高い取組を積極的に実施する「ふじのくに女性医師支援センター」を新たに設置し、県全体の女性医師支援の推進を図っている。

加えて、相対的に医師が不足している県東部地域への医師の配置を促進するため、原則、返還免除期間に算入できない県内医大附属病院における勤務期間を、東部地域の病院等に勤務実績がある場合に、その勤務期間に応じて医学修学研修資金の返還免除対象期間に算入するよう制度を改めたほか、地域医療を担う公的医療機関等への県立病院の医師派遣に伴う負担金の支出や産科勤務医の手当を支給するなど、医師の負担軽減・離職防止を図る病院等に対する助成などを実施した。

(2) 看護職員確保対策の推進（再掲）

高齢化や疾病構造の変化等に伴う医療需要の増大や多様化により、慢性的な看護師不足が継続している中、県内の看護職員就業者数を「第7次静岡県看護職員需給見通し」の供給数に近づけるため、看護職員の養成力強化、県内就業定着促進・離職防止、再就業支援を柱とした様々な取組により、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

指導者研修の実施や養成施設の運営支援による養成力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、院内保育所の設置・運営支援や医療勤務環境改善支援センターからのアドバイザー訪問等による離職防止、県ナースセンターに配置したコーディネーターによるきめ細かな再就業支援などについて、地域医療介護総合確保基金を活用し重点的に実施した。

また、妊娠期及び産前産後ケア、育児支援など幅広い場面で活躍する助産師の養成を目的とした県立東部看護専門学校への助産師養成課程開設（平成31年4月）に向けて、校舎の増改築設計等を実施した。

(3) 福祉人材の確保対策の推進

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに配置している求職者の相談や就職支援に当たる専門員を2人増員し、計5人体制とするなど、求人求職間のマッチングを推進した。また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを開催したほか、壮年世代向けの福祉・介護の入門講座を実施するなど、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

(4) 介護人材確保・定着の推進

介護職への理解を深め、若年層の介護分野への就業を促進するため、「ふじのくにケアフェスタ2017」を開催し、介護技術コンテスト、介護ロボットの展示・体験ゾーンや説明会等を開催した。また、県内介護施設等に従事する若手介護職員を介護の未来ナビゲーターとして委嘱し、県内大学等の就職説明会等に派遣するなど介護職のやりがい等を広く発信した。さらに、介護の資格を持たない方の新規就業を促進するため、研修や実務経験の機会を提供する事業を実施した。このほか、産休・病休・研修受講で一時的に従事できない介護職員の代替職員の雇用費用に対する助成や、結婚、出産等で離職した介護職経験者の復職支援を実施した。

(5) 介護事業所キャリアパス制度の導入促進

介護職員の処遇改善による職場定着を促進するため、キャリアパス制度導入を進める介護事業所に対して社会保険労務士等の専門家による訪問相談を実施したほか、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に取り組む事業者の表彰制度を創設し、10事業所を表彰した。

(6) 障害者就労支援事業所への支援

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、発達障害、精神障害に係る障害特性や困難事例に対する対処法に関する研修やフォーラムを実施した。

(7) 保育士等確保対策

保育士の確保のため、保育士・保育所支援センターにおける就職マッチングや潜在保育士の再就職支援等の実施に加え、保育士資格取得を目指す学生の修学資金の貸付等を行った。また、保育士の定着に向け、県独自の保育士のキャリアアップ制度を構築し、制度の導入促進のため、県内の保育所経営者等に対して、保育士のキャリアアップや処遇改善の理解促進を図るためのセミナーの開催や、社会保険労務士の派遣による相談等の支援を行った。

<評価及び課題>

医師確保対策については、平成26年度に「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立し、医学修学研修資金の新規貸与枠を医科大学1校の入学定員に相当する120人に拡充するとともに、医学修学研修資金の貸与を受け、本県の地域医療に従事することを条件とする入学定員枠である地域枠を県外大学に設置し、将来本県の地域医療に貢献する医師の養成を図った結果、平成28年12月末の本県の人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数は、200.8人と平成26年12月末時点と比べて6.9人(3.6%)増加し、全国の増加率(2.8%)を上回った。他方で、平成30年度から新専門医制度がスタートした結果、本年4月の時点で県内公的医療機関等に在籍する免許取得後3年目医師数が、昨年度から26人減の142人となるなど、本県の地域医療に大きな影響を与えており、新制度に対応した研修プログラムの見直しに向けた取

組を行うなど、医学修学研修資金の活用を中心とした医師数の増加、偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、看護職員の需要が増大する一方で、夜勤など厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。こうした中で、養成施設の運営支援による養成力強化、勤務環境改善支援等による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援の3つの柱に沿った施策を推進し、離職時届出制度の効果的な活用により、着実な看護師確保、定着につなげていく。県立東部看護専門学校への助産師養成課程の設置については、平成31年4月の開設に向け、関係機関と連携しながら着実に準備を進めていく。

福祉人材の確保対策として、慢性的な人材不足を解消するため、個別就職支援を行う専門員の増員や壮年世代向けの福祉・介護の入門講座の拡大などを図り、平成29年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉介護分野の就職人数は759人となり、平成28年度の全国第2位から順位を上げて全国第1位となった。引き続き、静岡県社会福祉人材センターを活用し、福祉人材のマッチング促進やすそ野の拡大など人材確保機能の強化に取り組んでいく。

介護職員については、厚生労働省の推計方法を基に県独自に推計すると、県内の介護職員数は平成27年度時点では50,030人であるが、今後、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年までには、約8,000人の介護職員が追加的に必要とされることから、介護職のやりがいなどの理解促進に努め、新規就業を促すとともに、介護職員の待遇改善を図るキャリアパス制度の導入の促進や、働きやすい職場環境づくりを支援するなど、職場定着につながる施策を積極的に展開していく。

障害者就労支援事業所への支援については、各事業所の担当者を対象とした研修、フォーラムを実施し、実践的なスキルを持つ人材を育成することができた。

保育人材の確保については、保育士・保育所支援センターを活用し、潜在保育士の職場復帰支援を行うとともに、保育士の資格取得への支援やキャリアアップ制度の導入促進、キャリアアップ研修の実施による人材の確保・定着と質の向上に取り組んでいく。

7 安全を支える危機管理

(しづおか食の安全推進のためのアクションプラン)

<主要な事業の実績>

(1) 食品の安全確保対策の推進

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン(2014-2017)」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、食品衛生監視指導及び食品の抜き取り検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。また、適正な食品表示がなされたものが販売されるよう、表示の適正化を担う食品表示責任者の養成や栄養成分表示作成の支援を実施した。

また、食品の安全確保を図るために、HACCP(高度な食品衛生管理の手法)の導入支援として、関係団体と協働して人材育成研修を開催した。

さらに、現行のアクションプランの評価を行うとともに、しづおか食の安全推進委員会等を開催し、「消費者の食に対する信頼確保」と「生産から流通・消費における食品の安全確保」を2本柱とした新たな「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン（2018-2021）」を策定した。

（2）危険ドラッグ撲滅対策の推進

「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて知事指定薬物を指定し、規制の強化を行ったほか、危険ドラッグの排除に向けた協定等を締結している運輸業界やコンビニエンスストア業界と連携し、徹底した啓発と情報収集に努めた。

また、危険ドラッグの販売方法が潜在化している状況を踏まえて、インターネット上の販売サイトからの買上検査やサイバー監視により、徹底した取締りを実施した。本県が事務局を務める全国薬務主管課長協議会危険ドラッグ調査部会において、各自治体が行う買上検査等の情報を共有し、危険ドラッグの排除に向けた効果的な取組を行った。

さらに、小・中・高校生を対象に開催する薬学講座などにより、若年層を中心に、わかりやすい内容で危険ドラッグの有害性や弊害等を訴え、徹底した薬物乱用防止教育を実施した。

（3）災害時における医療体制の整備

予想される南海トラフ巨大地震等の災害から、県民の生命、健康を守るため、県内 22 か所目となる災害拠点病院の追加指定を進めるとともに、災害時に地域の医療資源や物資の需給調整を行う災害医療コーディネーターの研修や、静岡DMA T隊員の養成研修を実施するなどして、災害時における医療体制の強化を図った。

災害拠点病院を中心に地域の災害医療体制を検証する災害医療地域連携図上訓練や、静岡県・南駿地域総合防災訓練、災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練などを実施し、災害拠点病院をはじめ、国、県内の市町、救護所、救護病院、医療関係団体等との連携の強化を図り、災害に対する総合的な医療救護体制の整備を実施した。

（4）避難行動要支援者支援対策・福祉避難所の拡充

災害対策基本法に対応する地域防災計画、全体計画、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成について、市町意見交換会等で市町の早期の対応を促し、避難行動要支援者名簿については全市町において作成された。

福祉避難所の更なる設置促進を図るため、賀茂及び東部地域においてとりまとめた「宿泊施設への福祉避難所設置モデル」及び「指定避難所を活用した要配慮者受入モデル」を活用し、災害時における要配慮者の受入体制の整備を促進した。また、2つのモデルを市町の福祉避難所の円滑な開設・設置を図るために「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に位置付けるとともに、市町が福祉避難所の設置の促進をするに当たって課題としている人材確保の支援策として、静岡D C A T（静岡県災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース（県看護協会）による福祉人材等の派遣についても「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に位置付けた。

また、各市町における訓練に参加し、訓練の概要を全市町に情報提供し、実施内容や課題等を共有することや、市町訓練に他市町の観察の受入れを依頼し、実際に訓練を見ていただくことで、市町の訓練実施の取組の促進を図った。

<評価及び課題>

食の安全・安心の推進については、平成 29 年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は 69.5% で過去最高値であったが、目標の 75% は達成できなかった。県政世論調査結果から、食の安全に対して判断に迷う県民が 2 割程度存在していることから、様々な媒体や機会を通じて食品の安全・安心に向けた各事業の情報発信を充実させ、県民にとって分かりやすい正しい情報の発信を図っていく。

また、平成 29 年度は、患者数 100 人以上の大規模食中毒事件の発生はなく、「人口 10 万人あたりの食品を原因とする健康被害者数」は、10.7 人であり、平成 15 年度のアクションプラン策定以来、目標の 10 人以下に最も近い数値であった。目標達成に向けて、引き続き、大規模食品取扱施設への食中毒防止対策及び食中毒患者全体の 6 割以上を占めるノロウイルス食中毒防止対策に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標の監視率 100% を達成した。今後も大規模食中毒を防止するため、大量調理施設等に対して重点的な監視指導を実施するとともに、食品の安全確保を図るため、食品製造業等に対し H A C C P に基づく衛生管理の普及導入を促していく。

危険ドラッグについては、県条例の制定に基づく規制の強化、徹底した取締り、関係団体との連携した取組により、県内の街頭店舗が一掃されたほか、危険ドラッグによる検挙者数も減少した。その一方で、販売形態がインターネットなどにより、巧妙化・潜在化しているほか、規制の対象となっていない新たな物質による危険ドラッグが発見されていることから、引き続き、危険ドラッグの買上検査やサイバー監視等を実施し、その根絶に向けて取り組んでいく。

また、近年、10 代・20 代の青少年を中心に、大麻の乱用が急激に拡大している。これは「大麻は害がない」「大麻はタバコより安全」といった誤った情報の流布が要因であると指摘されていることから、大麻の害や違法性などについて、若年層に対する正しい知識の教育を充実・強化していく。

災害時の医療救護体制については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、発災直後の超急性期から平時まで切れ目なく移行していく医療提供体制を構築するとともに、近隣県や関係機関等との連携を含めた実践的な訓練を積み重ねることにより、災害発生時に迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動要支援者の対応については、各地域において研修会や市町意見交換会を開催し、関係者の意識向上や支援体制の構築が図られた結果、全市町において地域防災計画、避難行動要支援者名簿が作成されたが、全体計画及び個別計画の作成が完了していない市町があることから、研修会、市町意見交換会等あらゆる機会を通じて計画策定の好事例等を情報提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行っていく。

また、福祉避難所については、要配慮者の避難施設として更なる確保が必要であるため、平成 28 年度に作成した 2 つのモデルも活用しながら、個別に市町職員や自主防災組織を対象とした説明会等へ出向き、説明を行うなど、市町の福祉避難所の設置促進を図るとともに、避難行動要支援者を福祉避難所に受け入れる訓練の実施を市町に強力に働きかけていく。

さらに、改訂した「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を活用し、マニュアル未策定の市町に対する策定支援を行うとともに、策定済みの市町においても、マニュアルの見直し等を図っていく。

自然災害の被災世帯に対しては、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民に対して県独自の制度で支援しており、被災県民の生活再建に寄与している。今後も、適切かつ迅速に被災者自立生活再建支援金を交付し、その生活再建の支援を行っていく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

本県経済の回復を力強く、確実なものとし、海外の景況に左右されにくい多極的な産業構造を構築するためには、中小企業の経営基盤強化や農林水産物の生産力強化など産業基盤の強化とともに、高い技術力を活用した成長産業の振興や、「食」、「茶」、「花」の都づくり、6次産業化などを通じた新たな価値の創造、成長するアジアなど海外の活力の積極的な取り込みに加え、それらを支える人材の育成と確保も非常に重要である。

このため、平成 29 年度は、総合計画「後期アクションプラン」を着実に実行し、本県の豊かさを支える経済と産業の持続的な発展に向けた取組を推進した。

【基本目標】「命」を守る危機管理

一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造

「和」を尊重する暮らしの形成

ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 山地災害に強い森林づくり

- ・ 山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るために、「静岡県森林共生基本計画」に基づき、渓間工事や山腹工事等の保安施設事業を実施した。この結果、山地災害の危険度が高い「山地災害危険地区」において、安全対策を講じた地区数は前年度から19地区増加し、929地区となった。また、治山パトロールを実施し、保安施設の点検を行った。今後も、効率的・効果的な事業の執行に努めるとともに、治山パトロール等の機会を活用し県民の防災意識の醸成と災害の未然防止を図っていく。
- ・ 中東遠地域において、関係市と連携して、海岸防災林を再整備する「ふじのくに森の防潮堤づくり」を実施した。平成29年度は、県整備分として、新たに磐田市の区間の整備を開始し、全体として約2.5kmの整備に取り組んだ。平成30年度以降も各市が行う嵩上げが進む見込みのため、県が行う防災林の再整備を遅滞なく推進していく。

(2) 「場の力」を活用した地域経済の活性化

- ・「食の都しずおか」を実現するため、県産食材を積極的に活用し、本県の農林水産業の振興に貢献する「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰や、「ふじのくに食と花の都の祭典」の開催を通じ、「食の都しずおか」の魅力を発信した。また、県内外に誇りうる価値や特長を有する農林水産物を「しづおか食セレクション」として認定したほか、市場と生産が結びついた本県独自の「ふじのくにマーケティング戦略2018」を取りまとめるなど、ふじのくにブランドづくりの推進に取り組んだ。さらに、首都圏でのアンテナコーナーの運営や首都圏に展開する大型スーパーでの富士山しづおかマルシェの開催などを通じて、首都圏でのマーケット調査を実施するとともに、本県産農林水産物とこれらを活用した加工品の魅力を消費者に伝え、消費拡大と認知度向上を図った。「食の都しずおか」の魅力を発信することにより、地産地消率は33%となり、目標の35%に近い水準を維持している。引き続き関係団体との連携を強化し、県産食材の消費拡大を図る。また、本県の多彩で高品質な農林水産物を「しづおか食セレクション」として累計157品をブランド認定し、一層の認知度向上を図っていく。また、今後は首都圏において、JA、生産者等が一体となって県産食材を継続的に供給する仕組みの構築を図っていく。
- ・本県産品の輸出拡大を図るため、県産品を幅広く輸出する事業者の取組を支援するとともに、海外食品バイヤーの招聘や海外バイヤーとの商談機会を提供し県産品の輸出を支援した。この結果、県内16事業者が11か国・地域で県産品の輸出拡大に取り組むとともに、輸出商談会等に参加した延べ事業者は83者、新規成約件数は平成26年度から累計299件となり、目標の累計200件を上回る結果となった。引き続き、県産品の輸出にチャレンジする事業者の取組を支援する。
- ・「茶の都」づくりを推進するため、お茶の産業、文化、学術の発展に寄与する「第7回世界お茶まつり」の2019年開催に向けて実行委員会を設置し、基本計画を決定したほか、「静岡の茶草場農法」の維持・継承に向けた支援制度を発足させた。また、「茶の都しずおか」の情報収集・発信の拠点である「ふじのくに茶の都ミュージアム」を3月24日に開館し、開館から8日で約7千人の来館者を国内外から迎えることができた。引き続き発信力を高め、「茶の都しずおか」の認知度の向上に努めていく。さらに、マーケットニーズに合致した茶の生産への転換を進めるため、引き続き流通販売業者と連携した生産加工施設の整備や、食品加工用に需要が伸びている抹茶の生産拡大を支援するとともに、静岡茶の販路拡大については、国内外の商談会等に出展し、本県産の魅力ある茶製品を多くのバイヤーに紹介していく。
- ・「花の都」づくりを推進するため、「ふじのくに花の都しずおか推進協議会」が主体となって花緑コンクールやフラワーデザインコンテストを実施した。特にフラワーデザインコンテストでは、若年層に花に関心を持ってもらう良い機会となった。加えて、企業での花装飾を普及するため「お花自慢の職場宣言」事業所を募集した。また、平成28年度に引き続き鉢物、花壇苗の商談会を開催したところ、多くの受注があり、販路拡大につながった。平成28年の本県の花きの産出額は177億円であり、前年並にとどまったことから、今後も引き続き生産

振興、消費拡大等に関する事業を継続的に実施していく。

- ・ 6次産業化の取組を支援するため、6次産業化サポートセンターの相談窓口を通じ、個別相談への対応や専門家の派遣による助言指導を行ったほか、開発した商品を「買っていただく」ための研修会の開催や、展示商談会への出展機会の提供により、販路拡大を支援した。この結果、新規取組件数は185件と着実に増加し、平成26年度からの累計は669件となり、目標を上回った。引き続き、サポートセンターの運営や展示商談会の開催・出展支援を通じて、商品開発や販路拡大等を支援する。

(3) 次世代産業の創出

- ・ 静岡新産業集積クラスターとして推進する3つのプロジェクトについて、各プロジェクトの中核支援機関に配置した事業化コーディネータを中心に、产学研官金の連携により、研究成果の事業化・製品化や人材育成の取組を促進した。ファルマバレーでは、(一財)ふじのくに医療城下町推進機構を設立して平成30年4月から事業を開始した。フーズ・サイエンスヒルズでは、新たにサイエンスアドバイザーと販路アドバイザーを配置したほか、フォトンバレーでは、(公財)浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンターを中心に、地域企業の光・電子技術の活用や新製品・新技術の開発、国内外の市場への進出等の支援策を継続して実施している。この結果、順調に静岡新産業集積クラスターの推進が図られているが、今後も、県内経済の更なる活性化を目指して、より一層の企業の参入や事業化の推進に取り組んでいく。
- ・ 成長産業を戦略的に育成するため、次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、環境、光技術関連などの成長分野へ進出する中小企業に対して、技術相談から販路開拓まで一貫した支援を行った。また、技術開発、新商品開発を促進するため、県内企業が国立研究開発法人産業技術総合研究所と実施する共同研究を支援したほか、県内航空産業の育成を図るため、設備導入に対する助成やブラジル航空技術大学との交流、国内のMRDビジネスに関する調査などを行った。この結果、新成長分野の取組件数、製品化件数とともに、1年当たりの目標及び平成26年度から29年度までの累計目標を達成しているが、今後とも、製品化へ向けた取組を一層推進する。
- ・ CNF（セルロースナノファイバー）を活用した製品開発を促進するため、「ふじのくにCNFフォーラム」の会員等を対象に、「ふじのくにCNF総合展示会」や企業向け実習を開催したほか、静岡大学に「ふじのくにCNF寄附講座」を開設した。これにより、2件の製品が開発された。今後も、引き続き製品化へ向けた取組を一層推進する。
- ・ 関係部局や市町と連携し、国内外からの企業誘致及び県内既存企業の定着を推進した。この結果、平成29年の企業立地件数は179件（うち製造業95件、研究所2件、高度な物流施設12件、植物工場2件、太陽光発電施設68件）となった。平成26年から4年間の累計では587件となり、4年間の累計目標400件を達成した。なお、製造業の立地件数95件は、平成28年に続き、2年連続で全国1位と

なった。引き続き首都圏及び関西圏を重点地域と位置づけて、成長分野を中心に投資有望企業への働きかけを進める。また、海外展開を図る県内企業に対して、特に進出意欲の高いタイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコにビジネスサポートデスクを設置し、これまでで最多となる109件の現地での支援を行ったほか、海外販路開拓に向け中国・義烏で開催された2017中国義烏輸入商品博覧会への出展を支援した。引き続き、(公社) 静岡県国際経済振興会、ジェトロなど関係各機関と連携し、企業の海外展開を支援していく。

- ・産業人材の確保・育成や次世代産業の創出に重点を置いた「産業成長戦略2018」を取りまとめるとともに、優れた技術や製品等を持ち、本県経済を牽引する力のある企業に対し、アドバイザーによる新たな事業展開支援やWebサイトへの掲載などを実施した。今後も、販路開拓・拡大に向けた地域企業へのサポートなどを強化するとともに、産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡」を中心に、官民一体となって本県経済の持続的な成長を図っていく。
- ・地域の特性を生かした高い付加価値の創出と経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援するため、県と市町が共同で作成する4本の基本計画について国の同意を受けるとともに、地域未来投資促進法の趣旨や支援策等について、金融機関、民間企業等に対し制度を周知し、20件の地域経済牽引事業計画を承認した。今後は、地域経済牽引事業計画の作成を支援する専門家チームを派遣し、民間企業の牽引事業計画の早期策定、実施を促進していく。

(4) 次代の産業を拓く人材育成と就業環境の整備

- ・雇用情勢の改善が進む一方、多くの産業で人材不足が顕在化しており、中・長期的な視点での人材確保・育成施策の方向性を示す「静岡県産業人材確保・育成プラン」を策定した。本県産業の持続的発展に向けて、社会総がかりで産業を支える人材の確保・育成に取り組んでいく必要があり、施策の実施に当たっては、各界・各層と連携、協働し、部局横断で取組を進めていく。
- ・グローバル化や科学技術の高度化が進む中、これらの変化に対応できる実践的技術者を育成するための職業能力開発短期大学校の設置に向け、基本計画を策定した。今後は、2021年4月の開校に向け、施設の整備や教育カリキュラムの策定、指導員の確保などを進めていく。
- ・首都圏等に居住する即戦力となる高度人材と県内中小企業をつなぐ「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置、運営し、人材を採用する企業を支援した。この結果、平成29年度に「プロフェッショナル人材戦略拠点」を利用し、県内へ就業したプロフェッショナル人材は101人となり、全国でもトップクラスの実績を挙げた。引き続き、拠点による県内中小企業の人材ニーズの掘り起こしを行い、プロフェッショナル人材の活用による経営革新を促していく。
- ・「しづおかジョブステーション」において、求職者の特性に応じた就職相談、セミナー等の支援を行った。また、県内産業が直面する人材不足を解消するため、地域企業の人材確保の支援や、大学生等の県内への就職促進に取り組むとともに、業界団体等の人材確保策への助成などの緊急対策を行った。この結果、

平成29年度の県内大卒者の就職内定率は96.1%とリーマンショック直前の水準にまで改善している。一方、人材不足が解消されていないことから、引き続き、県内における学生と企業とのマッチングに努めるとともに、「静岡U・Iターン就職サポートセンター」等における取組により、学生、社会人のU I Jターン就職を支援する。

- ・ 障害のある人が継続して働くことができるよう総合的に支援するジョブコーチを民間事業所等に派遣するなど、障害者雇用の促進に取り組んだ。この結果、コーディネーターによる平成29年度の新規雇用は419人となり、毎年着実に雇用人数を増加させている。平成30年4月1日から精神障害のある人が法定雇用率の算定基礎に加わり、2.2%に引上げられたため、一層の取組の充実を図っていく。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、先進企業視察研修や職場づくりアドバイザー派遣を実施したほか、中小企業における女性の活躍が促進されるよう、アドバイザーを派遣し仕事と家庭の両立が可能となる職場づくりを支援した。この結果、次世代育成に係る一般事業主行動計画を策定した中小企業数は、1,658社と目標値を達成した。一方、平成29年度職場づくりアンケートでは、労働時間の縮減・年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる企業の割合は78.4%で、前年度を1.9ポイント下回っており、今後もアドバイザー派遣等により働きやすい職場環境の整備や女性の更なる活躍促進に向けた取組を支援していく。

(5) 豊かさを支える農林水産業の強化

- ・ 農業では、先端農業プロジェクト（AOIプロジェクト）において、平成29年8月に開所したAOI-PARCを拠点に、产学研官金・農商工連携により、農業の飛躍的な生産性向上を図る革新的技術開発を進めるとともに、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進した。この結果、平成29年度は、イノベーションの源泉となる学術・研究機関4機関、研究開発型事業者等10事業者をAOI-PARCへ集積し、35業種・118社が会員制組織「AOIフォーラム」に参画したほか、分野横断型連携による9件の事業化に向けた取組が開始された。また、ビジネス経営体の育成や、農業への企業参入の促進、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を行ったほか、荒廃農地の再生利用の促進等により農業の生産力の強化を図った。こうした取組により、農地中間管理機構が貸し付けた農地面積は、平成29年度が827haであり、平成28年度の406haと比べ2倍以上の実績を上げた。今後も目標達成に向け、農地中間管理機構に対し、担い手への貸出農地情報提供を促すとともに県内全農業委員会で設置が完了した農地利用最適化推進委員の活動を支援する。また、市町と連携し、重点実施区域での取組を強化していく。
- ・ 林業では、県産材を使用した木造住宅の建築に対する支援や公共部門における木造化・木質化などにより、県産材の需要拡大を図るとともに、意欲ある林業事業体を対象に講師派遣や集合研修の開催による経営改革の支援などに取り組んだ。この結果、平成29年度の「品質の確かな県産材製品等出荷量」は前年度

から1万2千m³増加し10万3千m³となり、更なる需要拡大に向け、非住宅分野や市町における県産材利用を促進していく。また、林業事業体の生産力が向上し平成29年の「木材生産量」は前年から4万8千m³増加し46万3千m³となり、目標50万m³に向け、引き続き経営改革等を支援していく。

- ・水産業では、県内外から訪れる多数の観光客を取り込んで水産業の活性化を図るため、新鮮で付加価値の高い県産水産物を供給する地場流通体制づくりに取り組んだ結果、平成29年度は「水産物の価値を磨く取組」の件数が累計で11件となり、累計目標6件を達成した。引き続き、6次産業化やブランド化といった生産・加工段階での支援の取組を、流通、消費段階にまで広げ、各段階での適切な支援を行うことにより、生産・流通・消費の好循環を生み出し、水産業の競争力強化を推進する。また、浜名湖の重要な水産物であるウナギ・アサリの資源回復に取り組み、29年度は、クラウドファンディングの導入によるネットでの資金調達を支援し、消費者参加型の事業を推進したほか、県内産シラスウナギの流通ルートの透明化対策を強化した。さらに、アサリ増殖事業により3,000袋の採苗ネットを浜名湖内に設置し、36万個の稚貝を採取、放流した。今後も親うなぎ放流事業やアサリの増殖への支援等を実施していく。

(6) 豊かさを支える地域産業の振興

- ・中小企業の経営革新計画に基づく新商品・新技術・新役務開発や販路開拓への取組、小規模企業の工夫・改善への取組を支援した。この結果、平成29年度の経営革新計画の承認件数は575件で、平成29年度までの計画目標である1,620件（単年度405件）の水準を上回った。また、小規模企業経営力向上支援事業費助成については、432件の工夫・改善による新たな取組を支援した。引き続き、経営革新制度の普及と経営革新支援体制の充実を図り、案件の掘り起こしを行うとともに、小規模企業の経営力向上に向けた取組を促していく。
- ・円滑な事業承継を進めるため、「事業承継ネットワーク」を通じて経営者への意識啓発を行った。平成29年度は、各支援機関による事業承継診断を5,560件実施するなど、中小企業の円滑な事業承継を推進した。引き続き、事業承継診断を継続して実施していくほか、専門家リストの拡充や支援機関向けスキルアップ研修等を行い、支援体制を強化していく。
- ・产学研官による「静岡県IoT活用研究会」を中心に、IoT活用に関するセミナーやビジネスマッチングの開催、分科会における研究活動を実施した。今後も引き続き、国や企業などの最先端の情報を提供するとともに、活用事例の普及や実証実験などをを行うことで、IoTの利活用を推進していく。
- ・地域の特色を生かした商店街づくりや魅力ある個店づくりを支援し、地域商業の活性化を図ったほか、成長が期待できるサービス産業のうち、ヘルスケア産業の振興を図るため、ビジネスモデルの創出につながる「静岡県ヘルスケア産業振興協議会」会員事業者の取組を支援した。この結果、平成29年度の魅力ある個店の登録件数は503件となり、29年度の目標である500件を上回ったほか、平成27年度から29年度までのヘルスケア産業のビジネスモデル構築件数は6件となり、目標数値の4件を上回った。引き続き、優良事例の創出などに取り組

んでいく。

(7) 地球を守る低炭素・循環型社会の構築

- ・二酸化炭素の吸収源対策を推進するため、間伐などの森林整備を促進し、健全な森林の育成を図るとともに、二酸化炭素の長期の固定に寄与するため、住宅や公共施設等での木材の利用拡大を図った。この結果、年間10,000haを目標に掲げる間伐等の森林整備面積は目標を達成するとともに、公共部門では22,852m³の木材を活用し19,000m³の目標を達成している。引き続き、森林整備の促進、木材利用の拡大に取り組んでいく。

(8) エネルギーの地産地消の推進

- ・「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進するため、市町や民間事業者が行う小水力、バイオマス及び温泉エネルギーの利活用等への支援を行った。この結果、新エネルギー等導入量は105.1万kℓ（平成28年度末時点）となり、平成29年度末の目標である導入量121.5万kℓの達成に向け着実に推移した。引き続き、目標の早期達成を目指し、小水力などの利用設備に対する支援を拡充し、導入拡大を促進する。また、災害に強い小規模分散型のエネルギー供給体制の構築や省エネルギー社会の形成を図るとともに、エネルギーを軸とした次世代産業の創出などにも取り組み、地域経済の活性化を図る。

(9) 自然と調和する美しい景観の創造と保全

- ・三保松原の松林保全技術会議の提言に基づき、三保松原の保全対策を実施する静岡市に対し、技術的支援を行った。マツ材線虫病の微害化については、薬剤散布や伐倒駆除等の徹底した実施により、目標である被害率1本/ha以下を達成した。今後は、マツ1本1本を管理するためのデータベース化など三保松原松林管理システム構築に取り組むとともに、引き続き、静岡市と連携し、三保松原の保全に取り組んでいく。

(10) 農業の競争力を強化する基盤整備の推進

- ・農ビジネスの拡大を目指す産地を重点的な対象として、農地の平坦化、区画の拡大、畑地かんがい施設や農道の整備等の農業の生産性を向上させる基盤整備や、農業水利施設の計画的な更新整備等を推進した。これらの整備により生産性向上を可能とする2,557haの農地整備と受益面積28,243haへの農業用水の安定供給を確保した。今後は、新たな経済産業ビジョンに基づき高収益低コストを可能とする農地の基盤整備、農業水利施設の計画的かつ効率的な補修及び更新整備を推進していく。
- ・農業利用や所有者による保全管理が困難な荒廃農地について、モデル事業により、多面的機能保全農地として整備し、地域による保全管理を促進した。今後、この成果を踏まえて、市町等に対して地域による保全管理を啓蒙普及していく

とともに、G I Sを活用した対象地域ごとの解消・保全管理の手法等について指導し、荒廃農地の解消を促進する。

(11) 森林の適正な整備と保全による「森林の都」づくり

- ・ 森林経営計画の策定支援による森林施業の集約化と、路網整備や高性能機械の導入など林業基盤整備による低コスト生産システムの確立に取り組んだ。この結果、平成29年の木材生産量は、前年の41万5千m³から46万3千m³に増加した。引き続き、集約化や路網整備等の支援を行うとともに、これまでの利用間伐に加え、「低コスト主伐・再造林」の実行体制とエリートツリー苗木の生産体制を構築し、主伐と再造林を促進する。
- ・ 公益性が高いにもかかわらず森林所有者による整備が困難な森林のうち、緊急に整備すべき荒廃森林を対象に、「森林（もり）づくり県民税」を財源とした「森の力」の回復を図るための森林整備に取り組んだ。この結果、平成18年度からの整備面積の累計は14,453haとなり、荒廃森林の「森の力」は順調に回復している。今後は、第2期10年間（H28～37）の全体計画の達成に向けて、年度計画を着実に実施していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「静岡県総合計画」、「静岡県社会資本整備重点計画」、「静岡県経済産業ビジョン」及び「ふじのくに総合交通計画」の着実な推進を基本とし、施策の実施に当たっては、①安全・安心、②活力・交流、③環境・景観の3つの分野を重視した。また、全分野に共通する目標である④「社会資本の適確な維持管理・更新」に取り組んだ。

- (1) <安全・安心> 防災先進県の誇りをかけた命を守る“ふじのくに”づくり
- (2) <活力・交流> 類まれなネットワークを活かした“ふじのくに”的競争力強化
- (3) <環境・景観> 世界遺産“富士山”に恥じない暮らしの潤いと美しい景観づくり
- (4) <分野共通> 社会資本の適確な維持管理・更新の実施

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) <安全・安心> 防災先進県の誇りをかけた命を守る“ふじのくに”づくり
 - ・復興支援活動等で得られた教訓や知見を活かして策定した「交通基盤部事前復興行動計画」に基づき、35 個の検討項目の具体化を進め、あわせて熊本地震の課題や教訓を踏まえ、対応項目の拡充を図った。

今後も引き続き、検討委員会における進捗管理を実施し、平成 31 年度の最終とりまとめに向け、行動計画の拡充や見直しを行うほか、危機管理型水位計の導入を進め、水害リスク情報の提供を強化するなどソフト対策の充実を図っていく。

- ・大規模地震時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震対策や無電柱化など、防災・震災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

今後も引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・震災対策を着実に推進していく。

- ・津波対策については、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を県下全域で展開している。

河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を防止するため、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と併せて総合的に推進した。

「静岡モデル」の代表箇所である浜松市沿岸域の防潮堤の整備については、浜名湖今切口から天竜川までの17.5km区間ににおいて寄付金により整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、18地区において津波対策の方針を取りまとった。その他地区においても地域住民等との合意形成を加速し、津波対策の方針を取りまとめていく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も引き続き、施設の耐震化を進め、着実に施策を推進していく。

- ・風水害の被害軽減の観点から、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫に備えるため、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、洪水浸水想定区域の指定の見直しを進めるとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・がけ崩れなどの土砂災害を防止するため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の施設整備等を推進した。

また、土砂災害による人的被害を軽減するため、住民への危険箇所の周知や市町の警戒避難体制の整備が図られるよう土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、早めの避難を促すよう気象台と連携した「土砂災害警戒情報」の提供などを行った。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト対策併せた総合的な土砂災害対策を推進していく。

- ・交通事故を削減し、安全で快適な歩行空間を創出するため、交差点の改良や歩道の整備を推進するとともに、歩行空間の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化に取り組んだ。

今後も引き続き、安全な道路環境を確保するため、県民に身近な道路整備を着実に推進していく。

(2) <活力・交流>類まれなネットワークを活かした“ふじのくに”の競争力強化

- ・漁業における生産流通の効率化、漁港施設の長寿命化対策など水産物供給体制の強化を図るとともに、水産物の供給以外でも多面にわたる機能が発揮されるよう、漁港漁村の総合的かつ計画的な整備を戦略的に推進した。

今後も関係機関等と連携し、水産物の供給体制の強化に取り組むとともに、防災など多面にわたる機能が発揮できるよう、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

- ・魅力ある地域づくりを行っていくために、道路、河川、砂防、港湾、公園などの分野において、公共施設の計画づくりから美化・保全活動に至るまで、幅広く地域住民・N P O・企業・学生など多様な主体の参加を得て、協働による公共事業を推進した。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

- ・地域産業を支える国際物流機能の強化を図るため、清水港をはじめとする国際拠点港湾、重要港湾において、交通ネットワークと連携した国際海上コンテナターミナル、国際物流ターミナルの整備を推進した。

今後も地域の基幹産業を下支えする物流拠点として、船舶の大型化に対応した大型岸壁整備などニーズに即した整備を推進していく。

・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ定期航路や平成30年3月からの内航RORO定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路の新設・増便及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

交流人口の拡大の観点からは、各港の誘致組織と連携し国内外のクルーズ船社等に対する誘致活動を行った。また、清水港の国際クルーズ拠点形成に向けて、連携するクルーズ船社ゲンティン香港と「清水港クルーズ拠点形成協定書」を締結した。

今後も港湾の利用促進を図るため、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催等による効果的なポートマーケティングを展開していく。またクルーズ船に関しては、県内誘致組織を東ねる全県的な連絡協議会を活用して、誘致活動の情報共有を図るとともに、官民連携による清水港国際クルーズ拠点形成を着実に推進していく。

・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

・生活排水処理では、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も引き続き、市町や地域住民と連携を図り、より経済的で効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

・愛鷹広域公園野球場では、高齢者や身体障害者の利便性向上のため、グラウンドに下りるエレベーターの新設や、本部玄関、通路等の段差解消など、バリアフリー化の取組を推進した。

今後も引き続き、生涯スポーツの促進や障害者スポーツの振興も視野に入れ、県営都市公園の管理運営、施設改修を進めていく。

- ・ラグビーワールドカップの試合会場となる小笠山総合運動公園エコパスタジアムでは、大会開催に必要な改修を計画的に進めており、老朽化した大型映像設備や音響設備等の更新を行った。

今後も引き続き、2019年の大會開催に向けて計画的に整備を進めていく。

- ・県営都市公園では、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。

今後も引き続き、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

- ・広域道路ネットワークを構築するため、東西交通の軸である新東名高速道路御殿場ジャンクション以東の区間に加え、南北交通の軸となる中部横断自動車道、三遠南信自動車道及び伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

今後も引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場への選手、大会関係者及び観客等の安全かつ快適な移動を確保するため、アクセス道路の整備を推進した。

今後も引き続き、確実な事業完了に向け、工程管理を徹底し、整備を推進していく。

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、新駅設置による隣接地の道路や水路、家屋などに及ぼす影響を調査し、課題の把握・整理を行った。

今後も新駅引込線設置により周辺に生じる影響への具体的な対応策を検討するとともに、JR東海に対しては、新幹線新駅が国家的見地においても重要な社会基盤であることを御理解いただけるように、粘り強く働きかけていく。

- ・バス交通の維持・確保や地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の中期経営計画の推進を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。特に、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転の導入に向けた実証実験を推進する。

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、産学官が連携したコンソーシアムにおいて建設産業への理解を促進するとともに、建設業者団体の担い手確保・育成の取組を支援した。

今後も引き続き、コンソーシアムにおいて取組の成果を検証しながら、建設産業の担い手確保・育成対策を推進していく。

(3) <環境・景観>世界遺産“富士山”に恥じない暮らしの潤いと美しい景観づくり

- ・自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素の排出を抑えるため、道路の交通渋滞対策を推進した。

今後も関係機関等と連携し、効果的な交通渋滞対策を推進していく。

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻、アスファルト殻などの再資源化率の向上を推進した。

今後も建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

- ・持続可能なエネルギー体系を構築するため、小水力発電の普及を推進した。平成29年度は、太田川ダムにおいて、非常時の電源確保によるダム管理機能の強化及び施設の維持管理費の軽減を図るため、小水力発電設備の整備に着手した。

今後もエネルギーの地産地消を推進するため、太田川ダムを活用した小水力発電施設の整備を進める。

- ・佐鳴湖において、平成27年3月に策定・公表した「～みんなでつくる佐鳴湖～佐鳴湖水環境向上行動計画」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、流域一体となつたこれまでの取組の定着化を図るとともに、地域の多様なニーズを踏まえ、水質・水量、自然・生物、周辺環境の3つの要素が調和した理想の佐鳴湖を目指し、新たな取組を推進していく。

- ・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、平成28年度に引き続き、平成29年度もサンドバイパスシステムの試験運転を行い、環境等の保全に取り組んだ。

今後も継続して年間計画8万m³の土砂を採取・養浜し、長期的な地形変化を観測していく。

- ・平成28年度に策定した「ふじのくに景観形成計画」を着実に実行するため、景観研修会や市町へのアドバイザー派遣を行い市町の景観行政を支援した。また、良好な広域景観を形成するため、伊豆半島で、屋外広告物対策を推進し、大井川流域・牧之原大茶園で、行動計画の策定を開始した。

今後も市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山について、登録の過程で三保松原から富士山に対する展望において消波堤が景観上望ましくないとされたことから、砂浜の防護と景観改善の両立に向けた取組を推進した。

整備を進めている1号L型突堤は順調に進捗しており、現地の海岸で進めていた函体の据付けが、平成30年3月までに完了した。

今後も引き続き、平成31年3月の完成を目指し整備を進めていく。

(4) <分野共通>社会資本の適確な維持管理・更新の実施

- ・平成25年3月に策定した「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、

限られた予算の中で、維持管理コストの低減を図り、最適な維持管理・更新を行うため、施設毎に「中長期管理計画」の策定を進めている。計画を策定した施設については、計画に基づき、施設の点検や補修などを実施し、長寿命化の取組を推進した。

- ・道路施設については、上記の行動方針等に基づき、ガイドラインの策定や施設の点検、データベース構築、中長期管理計画の策定を進めている。これらを基に、劣化の著しい橋梁107橋、舗装378km、トンネル31箇所について、平成28年度までに緊急対策を行い、平成29年度から、効果的・経済的な維持管理を目指した予防保全管理に移行した。
- ・河川施設については、平成29年度までに51水系274河川において、河川の特性に応じた「河川維持管理計画」を策定し、適切な維持管理を推進した。
水門・陸閘等の河川管理施設については、効果的・経済的な維持管理及び長寿命化対策に取り組むため、平成26年度までに電動化された河川・海岸の水門・陸閘58施設において「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図った。
また、ダムについては、県が管理する3つのダムすべてにおいて、効果的・経済的な維持管理及び長寿命化対策を推進するため、平成27年度までに「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図っている。
- ・土砂災害防止施設については、適切な維持管理及び長寿命化対策を推進するため、平成27年度に「斜面施設ガイドライン」の見直し及び「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図った。なお、砂防施設及び地すべり防止施設については、平成29年度までに実施した施設の健全度点検結果を基に、平成30年度に「中長期管理計画」を策定する。
- ・港湾施設については、平成29年度までに、127水域施設、364外郭施設、260係留施設、207臨港交通施設等の「維持管理計画」を作成し、工種ごとのマネジメント（事業優先度、予算平準化等）を行うための「中長期管理計画」を策定した。
また、漁港施設では、安定的な水産物の供給体制を維持するため、「機能保全計画」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行った。

今後も引き続き、関係各課で情報共有を図りながら、「静岡県公共施設等総合管理計画」に位置づけられた対象施設について、社会資本の長寿命化を推進していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務における指導や助言、是正事項の発生状況の周知徹底等を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示は 281 所属中 47 所属で 16.7% であった。この割合は前年度とほぼ同値であるが、過去 5 年間のピーク時、平成 25 年度の 29.5% から 12.8 ポイント改善した。

地方自治法の改正に基づき 2020 年度から財務に関する事項を主な対象とした内部統制制度が施行されるため、全庁を挙げて適正な事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。不適正な事務処理の発生原因として、職員の知識不足や組織的な確認不足が挙げられることから、①職員の会計事務研修の充実や②組織的なチェック体制の強化を図るほか、③所属におけるリスクの対応状況を確認して不備な点を洗い出し、対話しながら指導や是正を行う組織的なリスク管理体制の強化に取り組み、出納事務の適正な執行に努めていく。

(2) 安定した財務会計環境の整備

確実な公金の収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等の ICT 技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ICT 技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努める。あわせて、定期的な公金収納については、関係部局に口座振替制度の活用を積極的に働きかけ、安定で確実な公金収納に努めていく。

安定的な会計事務環境を提供するため、電子県庁課と連携して財務会計システムの安定運用に注力した。今後も、引き続き、安定した運用に努めるとともに、ICT 技術の活用による効率化とリスク低減の研究を進めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、マイナス金利政策の影響から見合させていた債券購入を再開したものの、近年の長期金利の下降傾向における債券利回りの低下などにより、対前年度比 82.8%と落ち込む結果となった。

運用益確保の取組として、大半の金融機関が預託引合を辞退する状況の中、預託先の開拓を進め、2 金融機関の新規参入を実現した。また、預託方法についても、多様な預託期間を設定し、同日施行するなど、金融機関の資金需要に合った取組を進め、可能な限り運用益の確保に努めている。

マイナス金利政策により、依然、厳しい資金運用環境が見込まれる現下、今後とも、後年度の運用益確保を視野に入れ、長期債の活用をはじめとした多様な手法を研究するなど、運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

生産性の高い業務運営への取組として、総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った結果、文書指示は 280 所属中 27 所属で 9.6%であった。この割合は前年度からやや増加しているが、近年においては改善傾向にある。今後も、検査における指導や研修等を通じて、物品事務の知識や法令遵守意識の周知徹底を行い、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、庁内印刷では、職員が迅速かつ簡便に必要な印刷ができるよう、コピーセンターの安定運営や各部局への電子複写機の適正配備等に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

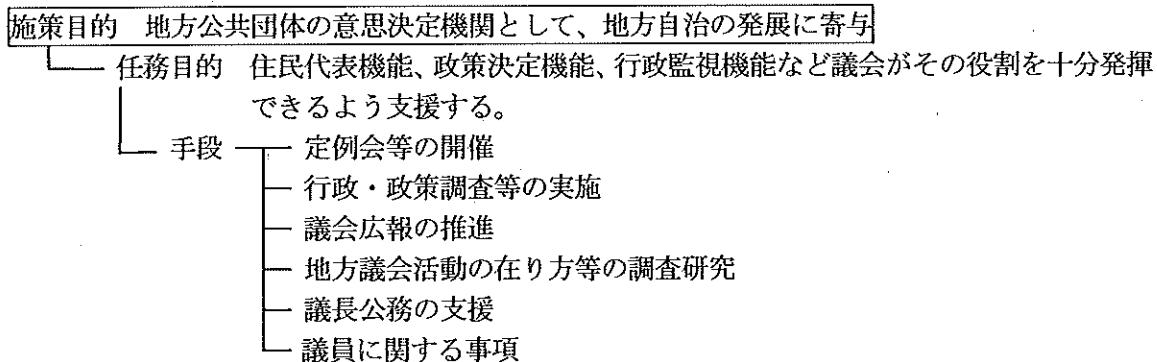
公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。今後は、新たな公用車運用適正化 5か年計画に基づき、より一層効率的な公用車の管理を推進していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価と課題

議会運営費	458,373,580 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	18,714,525 円

(1) 「定例会等の開催」

ア 定例会・臨時会の開催

定例会は 6 月、9 月、12 月及び 2 月の年 4 回開催、また、臨時会は 5 月に開催された。

合わせて 102 日間の会期をもって、232 件の議案等の審議を行い、そのうち請願 4 件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、承認又は認定した。

イ 常任委員会

次のとおり 7 委員会において、付託された議案等の審査及び所管事務の調査を行った。

○常任委員会開催日数 (単位: 日)

区分	6 月 定例会	9 月 定例会	12 月 定例会	2 月 定例会	計	平成 28 年度
総務	1	1	1	3	6	8
企画文化観光	2	2	2	4	10	9
危機管理 くらし環境	2	2	2	3	9	7
厚生	1	2	1	3	7	7
産業	2	2	2	4	10	6
建設	2	2	1	3	8	7
文教警察	2	2	2	4	10	8
計	12	13	11	24	60	52

ウ 議会運営委員会

委員 11 人(自民改革会議：7、ふじのくに県民クラブ：3、公明党静岡県議団：1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○議会運営委員会開催状況

(単位：日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平成 28年度
日数	1	3	2	6	0	8	2	1	8	0	5	5	41	41

エ 特別委員会

農林水産・観光交流、社会資本・まちづくり及び決算特別委員会を設置した。

- ・農林水産・観光交流及び社会資本・まちづくり特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、平成 30 年 2 月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。平成 29 年 12 月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

○特別委員会開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
農林水産・観光交流	11人	平成 29. 5. 18～平成 30. 3. 2	9日
社会資本・まちづくり	10人	平成 29. 5. 18～平成 30. 3. 2	9日
決 算	65人	平成 29. 9. 29～平成 29. 12. 1	4日

(2) 「行政・政策調査等の実施」

ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員が活用しやすいように編集し、提供した。

○主な自主調査・刊行物の内容

区分	発行回数	調査・編集内容	発行部数	配布先
議会資料 「視点」	年3回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	107 部/回	議員等
情報スクランブル	毎月 1 回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	123 部/回	議員等
新聞社説 一覧	毎月 1 回	新聞（7紙）の社説一覧	77 部/回	議員等
各種刊行物 索引 一覧	毎月 1 回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	12 部/回	各会派等

イ 受託調査の実施

議員から依頼される受託調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。

平成29年度の議員からの受託調査件数は246件で、他の都道府県等からの調査依頼件数は121件である。

ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

平成29年9月定例会において、議員提案政策条例の協議等を行うための場として「手話言語条例案検討委員会」が県議会内に設置され、平成29年10月から、委員会内の協議、調整、関係団体等からの意見聴取等を行い、平成30年2月定例会において、「静岡県手話言語条例」が制定された。

条例案検討委員会の開催状況は次のとおりであり、事務局では検討委員会内の議論が円滑に進むよう、情報の収集や委員会資料作成のほか関係団体、執行機関及び法務文書課との調整、県民意見の聴取手続きなどの支援を行った。

○条例案検討委員会開催状況

検討委員会名	開催回数	開催日
手話言語条例案検討委員会	5回	平成29年 10月30日、11月20日、12月1日 平成30年 1月15日、2月19日

エ 議員研修会の開催

幅広い視点に立った議員活動の一助とするため、全議員を対象に議員研修会を開催した。

○実施状況

開催日	演題	講師
平成29年9月20日	県民幸福度研究～幸福度ランクイングの政策・施策への活用～	一般財団法人日本総合研究所 所長 松岡 齊
平成30年2月20日	女性・高齢者・若者にさらなる活躍の場を～ラーニング・リーダーシップで人と組織を元気にする～	明治大学 副学長 情報コミュニケーション学部 教授 牛尾 奈緒美

オ 海外事情調査団の派遣

県議会が政策研究のため海外諸事情調査を実施した。

調査テーマ	派遣場所	派遣人数	派遣時期
産業振興等	アメリカ、カナダ	12人	H29.11.9～11.18 (10日間)

カ 中国浙江省人民代表大会友好代表団の受入

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。

平成29年度は静岡県・浙江省友好提携35周年記念事業に併せて本県への受入れを実施した。

目的	内容	団長及び団員数	時期
友好交流	・議長表敬訪問 ・静岡県・浙江省友好提携35周年記念式典 ・視察	団長：蔣 泰維 (浙江省人民代表大会教育科技文化衛生委員会主任委員) 団員数：5人(団長除く)	H29.4.4～H29.4.6 (3日間)

キ 静岡県・浙江省友好提携 35 周年静岡県議会議員団の派遣

本県と浙江省の友好提携 35 周年記念事業の一環として県議会議員団を派遣した。

目的	場所	内 容	団長及び団員数	時 期
友好交流	中国 浙江省 杭州市	・人民代表大会表敬訪問 ・静岡県・浙江省友好提携 35 周年記念式典 ・視察	団長: 杉山 盛雄 議長 団員数: 5人(団長除く)	H29. 11. 12 ～ H29. 11. 15 (4日間)

ク ブラジル静岡県人会創立 60 周年記念式典への出席

創立 60 周年を迎えるブラジル静岡県人会の記念行事に静岡県代表団の一員として出席した。

目的	場所	内 容	出席者	時 期
海外 県人会 との交流	ブラジル サンパウロ市	・ブラジル日本移民開拓先没者慰靈碑献花 ・ブラジル静岡県人会創立 60 周年記念式典 ・ブラジル静岡県人会創立 60 周年記念交流会 ・視察	杉山 盛雄 議長	H29. 8. 24 ～ H29. 8. 29 (6日間)

ケ 議会図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」(新着図書情報) や「早わかり！雑誌インデックス」(雑誌の県行政関連等主要記事の見出リスト) を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

蔵書数合計		分類別冊数			
34,726 冊		社会科学 17,145 冊 (49.4%)			
		総 記 7,007 冊 (20.2%)			
		歴 史 3,039 冊 (8.8%)			
		上記以外 7,535 冊 (21.6%)			

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

区分 年度	貸 出 者 数 (単位: 人)				貸 出 冊 数 (単位: 冊)			
	議 員	議 会 事務局	執 行 機 関	総 数	議 員	議 会 事務局	執 行 機 関	総 数
平成 29	233	573	1,591	2,397	466	857	2,946	4,269
構 成 比 (%)	9.7	23.9	66.4	100.0	10.9	20.1	69.0	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広く県民に周知した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会（委員長：議長）を開催し、広報実施計画の策定、ふれあい親子県議会教室の開催、写真コンクール入選作品選考などについて協議した。

イ 県議会だよりの発行

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県議会だよりとして発行し、県民に周知した。また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集した「県議会だより写真コンクール」を行った。

また、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版（カセットテープ）」「音声版（一般CD）」「音声版（デジタル版CD）」を発行した。

なお、県議会だよりの紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

区分	発行・作成数	発行時期	配布方法
県議会だより	111万部		県内各世帯へ新聞折り込み (一部地域ポスティング) 県出先機関、市町等へ郵送
点字版	402部		
音声版	カセット	45本	個人、施設、県出先機関、 市町等へ郵送
	CD	81枚	
	デジタル版CD	72枚	

ウ インターネットによる広報

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、31項目のコンテンツを掲載し、内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	名 称	備 考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会の日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより（県議会ホットライン）	
	声の県議会だより	県議会だよりの音声版
4	本会議インターネット中継（生中継&録画放送）	
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しづおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入（常任・特別）
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	

エ 県内大学生向けの情報誌による情報発信

県議会の活動を若者に伝えるため、県内大学生の8割が認知している若者向けの情報誌「静岡時代」（季刊1万部：フリーペーパー）へ県議会に関する記事を掲載した。

オ フェイスブックによる情報発信

若者向けの情報誌「静岡時代」編集部（編集者も県内大学生）と県広聴広報課が協働で運営しているフェイスブック「静岡未来」に、県議会の特集を組み、若者への重点的な情報発信を行った。

カ 県議会高校出前講座の実施

18歳選挙権への移行を踏まえ、若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、議員と生徒がグループに分かれて意見交換を行う高校出前講座を実施した。

日 程	参 加 者	内 容
1月 24日(水) 14:20~15:10	県立富士宮東高等学校 普通科3年生 24人 県議会議員 4人	意見交換：テーマ「静岡県をどのような県にしていきたいか～これからの私たちにできることは何か～」

キ 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見や感性を議会活動に活かすため、地元大学と連携として、学生との意見交換とインターンシップの受け入れを行った。

○大学生との意見交換会

日 程	参 加 者	内 容
12月 8日(金) 13:30~16:30	静岡大学(人文社会科学部法学科3年生) 10人 県議会議員 2人	・県議会の仕組み等説明 ・本会議傍聴 ・意見交換：テーマ「静岡県の活性化と若者の地域定着に必要なこと。」
12月 11日(月) 13:30~16:30	常葉大学(法学部2・4年生) 7人 県議会議員 2人	

○インターンシップ受入

日 程	受 入 人 数	内 容
2月 26日(月) 13:00~17:00	7人	・県議会の仕組み、議会事務局の業務の説明 ・本会議傍聴 ・広報委員会見学(2/26)
2月 28日(水) 13:00~17:00	6人	・海外事情調査団報告会見学(2/28) ・庁内見学

ク ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年(4年～6年)の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議場探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をPRした。

<平成29年8月9日(水)>

参加者数：親子56組111人、出席議員：12人(議長、副議長含む。)

ケ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやインターネット、ラジオ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けの各種案内冊子を作成した。

○傍聴者向け案内冊子

刊行物名	内 容	発行時期	部 数	配 布 先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年2回	5,000部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	年1回	5,000部	見学、傍聴の小学生

○傍聴者数

(単位：人)

区分	本 会 議	常任委員会				特別委員会				
		委員会室	モニター室	委員会室	モニター室	委員会室	モニター室	委員会室	モニター室	
年 度	28	29	28	29	28	29	28	29	28	29
5月臨時会	4	5					0	0	0	0
6月定例会	686	601	3	1	134	119		0		0
9月定例会	502	570	6	1	142	67	0	0	2	4
12月定例会	890	632	3	2	109	97				
2月定例会	900	1,042	4	8	132	213				
閉会中							0	0	73	134
合 計	2,982	2,850	16	12	517	496	0	0	75	138

(4) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

議員選挙区等調査特別委員会（委員11人）

議長の諮問を受け、平成31年に実施される一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行うため、平成27年度に設置された。この間、平成29年度の5回を含め、全9回開催した。

平成29年度は、議員総定数及び配当定数を変更する調査報告書を取りまとめ、議長に答申した。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各会派に対し、所属議員1人当たり450千円を毎月交付しており、使途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から県民等への閲覧を行った。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、平成8年1月1日から施行された「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議員から提出される資産等報告書などについて、県民等への閲覧を行った。

平成 29 年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るために、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など 6 項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

(2) 公平・公正での的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

平成 29 年度は、公募した全 42 職種のうち、38 職種においては公募数を確保したが、4 職種で公募数を確保できなかつたことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、引き続き受験者の増加を図り、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

(3) 職員が働きやすい職場環境の確保

公務能率が増進するより良い職場環境を確保するため、公平審査事務の執行及び職員からの苦情相談の対応を行うとともに、労働基準監督機関として

の事業所調査などを行った。苦情相談や事業所指導等を通じて、職員の利益保護及び勤務環境の向上にも寄与した。

今後も、公平審査や苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行う。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 実施状況

平成 29 年度は、定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を 534 箇所実施し、指摘等の監査結果を 228 件出した。監査結果を出した所属に対して改善措置状況の報告を求め、措置状況を評価、確認した。

また、決算や財政健全化判断比率等の審査を行い、知事へ意見書を提出した。住民監査請求については 4 件の審査を行い、いずれも棄却の監査結果を出した。

(2) 評価

定期監査等は、計画どおり実施することができた。随時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗状況、非違事業の再発防止の取組状況等を確認し、機動的・弾力的な監査を実施することができた。

また、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、効率的、効果的な監査を実施するとともに、本庁各部局に対して「意見」を出し、事務・事業の改善に繋がる監査を実施することができた。

(3) 課題

依然として同様の誤りが複数の所属で多発しているため、監査委員事務局において事業の要因分析等を行い、執行部に対して必要な情報を提供し、再発防止に向けた取組を促していく。

また、経済性、効率性及び有効性に着眼した監査の重要性が高まっていることから、本庁が執行する事業のうち、総合計画の目標値に対して進捗状況が低い事業等について、これらの視点からの監査を充実強化していく。

平成 29 年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集団的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ的確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 実施状況

平成 29 年度は、不当労働行為の審査 6 件、労働争議の調整 11 件、個別的労使紛争のあっせん 17 件の計 34 件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を 105 件、労働組合の資格審査を 23 件、地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示を 1 件、それぞれ行った。

(2) 評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解、取下げによる解決率」を掲げ、施策の評価基準（成果指標）としている。

成果指標	主要施策	目標値	平成 29 年度実績
処理期間	不当労働行為の審査	18 か月	11 か月 (10 か月)
和解、取下げによる解決率	労働争議の調整	75%	60.0% (43.2%)
	個別的労使紛争のあっせん	75%	57.1% (57.7%)

(注)

- 1 「平成 29 年度実績」は、平成 29 年度単年度の平均
- 2 「平成 29 年度実績」の () 内は、当該年度を含む過去 5 か年の平均
- 3 「和解、取下げによる解決率」
= ((和解・解決件数 + 取下げ件数) / 終結件数) × 100

ア 「処理期間」

平成 29 年度の不当労働行為の審査事件の終結事件 5 件の平均処理月数は「11 か月」であった。

当該年度を含む過去 5 か年の平均は「10 か月」で、いずれも「18 か月」の目標を達成できた。

イ 「和解、取下げによる解決率」

平成 29 年度の和解、取下げによる解決率の実績は、労働争議の調整が「60.0%」、個別的労使紛争のあっせんが「57.1%」であり、いずれも目標の「75%」を達成することができなかった。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打切り」とせざるを得ないことによるものである。「打切り」の件数は、調整事件では終結事件 10 件のうち 4 件であり、そのうち 1 件が相手方があっせんに参加することに応じなかつたため打ち切った「不応諾打切り」であった。個別事件では終結事件 14 件のうち 5 件であり、これらは「不応諾打切り」であった。

(3) 課題

不当労働行為の審査の平均処理月数は目標を達成しており、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの和解、取下げによる解決率については、いずれも目標を達成することができなかった。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんでは近年の終結事件の半数近くが打切りで終結していることから、今後一層、あっせん員と事務局職員が一体となって当事者に対する粘り強い説得を行うなど、打切りの解消に一層努力する必要がある。

このため、各種会議や研修会における事例研究、他都道府県労働委員会等との情報交換等を通じ、委員及び職員の専門性の一層の向上を図っていく。

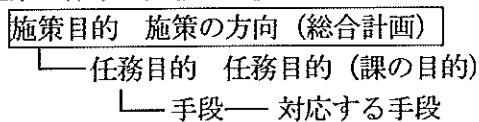
このほか、制度を知らないために利用できないということのないよう、「公労使三者による柔軟な調整」、「簡易で迅速な手続」、「無料」といった労働委員会のセールスポイントを前面に出して、引き続き積極的な広報・PRを開していく。

平成29年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

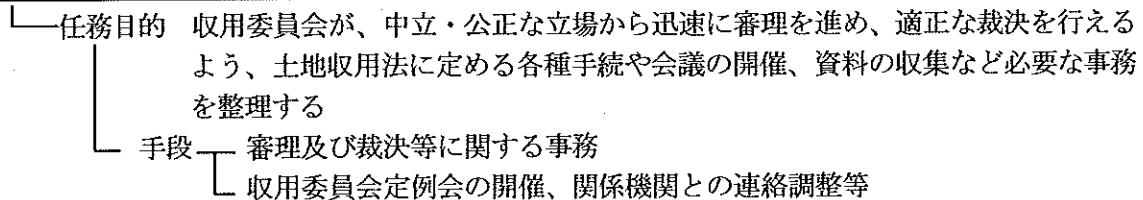
【施策の体系の記載内容】



I 審理調整課

1 施策の体系

施策目的 道路網の強化
港湾機能の強化
競争力の高い魅力ある富士山静岡空港の実現



2 主要施策の実施状況

(1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

- | | |
|---------------------|-------------|
| ア 収用委員会費（人件費） | 4,655,600 円 |
| 収用委員会の委員報酬（7人分）である。 | |
| イ 収用委員会運営事業費 | 3,307,341 円 |

○平成29年度裁決等案件 (単位：件)

項目	前年度からの継続件数	平成29年度申請等件数	計	処理状況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下げ	計	
裁決申請(収用・使用)	0	3	3	0	0	0	0	3
明渡裁決申立								
損失補償裁決申請	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事件処理の詳細については、別表のとおり。

○平成29年度収用委員会等開催状況 (単位：回)

区分	委員会	審理	調査等	その他	計
回数	15	1	1	1	18

3 評価・改善

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	目標 (年度)
総合 計画 指標	道路網の強化	—	—	—	—	—	—
	港湾機能の強化						
	競争力の高い魅力ある富士 山静岡空港の実現						
管理 指標	適正処理率（収用裁決が裁 判又は審査請求において取 り消されない率）	100%	100%	100%	100%	100%	100% 毎年度

(1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

平成 29 年 11 月 14 日付けで「一般国道 138 号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）」に係る裁決申請及び同日付けで「一般国道 138 号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」に係る裁決申請があり、翌日 11 月 15 日に受理した。御殿場市役所における申請書類の縦覧などの手続を経て、12 月 21 日に裁決手続開始の決定を行った。平成 30 年 2 月 26 日に現地調査及び審理を実施し、同日結審した。

上記のとおり、平成 29 年度中に裁決申請のあった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われた。

別表 土地収用（使用）事件の処理状況

No	事件名・事業名・場所	起業者	地目・面積	事件処理の経緯
1	・平成29年度第1号事件 ・一般国道138号改築工事 (須走道路及び御殿場バイパス) (御殿場市仁杉)	国土交通 大臣	(収用) 山林(1筆) 329.90 m ² (使用) 山林(1筆) 10.64 m ²	(申請) H29.11.14 (申請受理) H29.11.15 (調査) H30.2.26 (審理) H30.2.26
2	・平成29年度第2号及び3号事件 ・一般国道138号改築工事（仁杉ジ ャンクション関連）並びにこれに 伴う市道及び農業用水路付替工 事 (御殿場市仁杉)	国土交通 大臣	(収用) 山林(2筆) 1520.45 m ²	(申請) H29.11.14 (申請受理) H29.11.15 (調査) H30.2.26 (審理) H30.2.26

※ 地目については現況、面積については実測による。

平成29年度主要施策成果説明書

教育委員会

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標とする静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画の総仕上げに向け、以下の方針のとおり施策を展開した。

- (1) 生涯学習社会の形成
- (2) ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進
- (3) 社会総がかりで取り組む人づくりの推進
- (4) 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興
- (5) 現代の重要課題に対応した教育の推進

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「生涯学習社会の形成」に関する取組

県立中央図書館等における様々な講座の開催や乳幼児を持つ保護者、小中高校生への読書啓発活動に取り組んだほか、施設の損傷が判明した県立中央図書館について、安全を確保しながら、できる限りのサービスの提供に努めた。

指標である「いつでも、どこでも学ぶ人が増えている」と感じる人の割合は5割程度にとどまっており、それぞれの部署において魅力ある講座等の提供やPR、読書啓発活動に取り組むなど、県民の学習の充実のための環境づくりを更に進めていく必要がある。

また、学校においては、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させることが重要であり、多忙化解消に向けて「未来の学校『夢』プロジェクト」等を実施し、モデル校において校務の整理や勤務時間の縮減など一定の成果が得られたことから、他の学校への展開につなげていく。さらには、頼もしい教職員の養成のため、教員育成指標の策定・周知のほか若手教職員の心のサポート等に取り組んだ。今後は、教員以外のスタッフの更なる確保・配置に取り組むほか、教員育成指標に基づく研修の充実を図っていく。

(2) 「ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進」に関する取組

学びの場の充実とライフステージにおける教育の円滑な接続を目指して施策を実施しており、このうち幼児期については、課題となっている小1プロブレムに対応するため、幼小接続のモデルカリキュラムを作成するなど学びの連続性や一貫性を確保する取組を進めた。

指標である「地域にある幼稚園・保育所の教育や保育が充実していると」感じる人は5割程度にとどまっており、健康福祉部や市町等と連携し、認定こども園等との横の連携や小学校との縦の接続を更に進めながら、研修等により職員の質の向上を図っていく。

また、学びの場の充実については、小学校1～4年生までが完全35人学級編制（25人の下限撤廃）となり、よりきめ細かな指導内容の充実に向けて取組を進めている。特別な支援を必要とする子どもの力を伸ばすため、障害に応じた指導の研究やコミュニケーションスキルの向上のための講座等を開催したほか、高校においては、グローバル人材育成基金を活用した派遣等に取り組み、29年度は200人を超える高校生や教員が海外留学等を行った。

(3) 「社会総がかりで取り組む人づくりの推進」に関する取組

社会全体の教育力の向上に向け、学校支援地域本部やしづおか型コミュニティ・スクールの設置を促進し、年々設置数は増えているものの、コーディネーター等の人材の確保が課題となっている。コミュニティ・スクールについては、設置が努力義務とされたことから、設置済の学校の情報を提供するなど、更に促進していく。

また、教員OBや大学生等、地域の方々の協力を得て県内3市で実施している「しづおか寺子屋」は、子どもたちの学習習慣の定着につながっていることから、その他の市町においても展開を図っていく。

(4) 「生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興」に関する取組

文化財を地域の宝として後世に確実に引き継いでいくため、文化財を適切に保護するとともに、子どもたちが貴重な資源として認識するよう、学校における地域学習に活かす取組を更に進めていく。

スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、磐田市においてモデル的に地域スポーツクラブを実施しており、一定数の参加者を得ていることや大会での好成績を残すなどの成果があがっている。この取組の成果や課題を検証し、他の地域での実践につなげていく。また、部活動のあり方についての検討委員会を開催するなど、県における「部活動ガイドライン」策定のための取組を進めてきており、今後、市町におけるガイドライン策定を

促進とともに、実際の活動状況の検証等を行っていく。

(5) 「現代の重要課題に対応した教育の推進」に関する取組

現代の重要課題に対応するため、持続可能な社会を目指す環境教育・環境学習の推進、高度情報化社会への対応、多文化共生社会の形成、知識基盤社会と科学・技術の発展への対応、命を守る教育の推進等に係る取組を行ってきた。

このうち、高度情報化社会への対応として、県立学校にタブレット端末等のＩＣＴ機器を整備するとともに、研修等により教員のＩＣＴ活用指導力の底上げを図った。また、中山間地域とのＩＣＴを使った遠隔教育の実施に向け取り組み始めたところであり、更に成果や課題等を把握するための研究を継続していく。

また、命を守る教育については、施設の安全対策等の充実を図るとともに、児童・生徒に対し地域の防災力の担い手としての意識の向上を図るための取組を行っている。国において予知を前提とした地震対策の抜本的な見直しがなされたことから、国、県、市町の対策等を踏まえた防災マニュアルの見直しが必要となっている。

平成 29 年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数については減少傾向が継続し、数値的に安定しつつあるものの、振り込め詐欺等特殊詐欺被害にあっては、認知件数及び被害金額ともに増加しているほか、サイバー空間における犯罪も一層巧妙化するなど、依然として厳しい状況にある。

また、交通事故発生状況についても、人身事故件数、死者数及び負傷者数が前年比で減少したものの、高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっている。

このため、県警察では、「静岡県警察安全・安心推進プログラム 2014」のもと、「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を運営指針として、

- 安全で安心できる犯罪の起きにくく社会づくり
- 地域と密着した活動の推進及び身近な不安の解消
- 囚悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
- 人に優しい交通安全社会の実現及び交通事故の抑止
- テロ、大規模災害など緊急事態対策の推進
- 警察活動を支える基盤の充実強化

の 6 つの主要施策を推進し、「安全で安心して暮らせる静岡県」の実現を図った。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 安全で安心できる犯罪の起きにくく社会づくり

「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」を推進した結果、刑法犯認知件数は、2万869件と「平成29年末までに2万1,000件以下」とする数値目標を達成するとともに、15年連続で減少した。また、県民の身近で発生する乗り物盗等の発生件数も減少するなど、取組みの成果が認められた。

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策については、「迷惑・悪質電話防止装置の普及促進」、「高齢者自らの警戒心・防衛心の醸成」及び「現役世代へのアプローチ」を3本柱とする「しづおか関所作戦」を推進したほか、犯行グループの壊滅に向けて「だまされた振り作戦」などによる取締りを強化するなど「被害防止」と「取締り」の両面から対策を強力に推進した。

配偶者暴力、ストーカー、児童虐待などの人身安全関連事案対策については、被害者の生命に関わる凶悪犯罪に発展するおそれがあることから、事案

の特徴を踏まえつつ、個々の事案の危険性・切迫性を的確に判断し、各種法令を適用して被疑者を検挙するとともに、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令などの行政措置を執るほか、DV被害の背景に潜む離婚、親権等の民事問題をスムーズに解決するため、県弁護士会との連携制度を創設するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に取り組んだ。

このほか、少年非行防止・保護対策として、非行集団等の解消、立ち直り支援等を総合的に推進したほか、児童買春、児童ポルノ等の児童の性被害根絶に向けた取組みを強化した。

サイバー犯罪対策については、悪質・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対処するため、取締を強化するとともに、他府県警察との合同捜査を積極的に実施し、効率的かつ効果的な捜査を推進したほか、警視庁等への捜査員の長期研修派遣や民間研修派遣を行うなど、捜査能力、対処能力の強化に取り組んだ。

今後も引き続き、地域の犯罪発生状況に基づいた犯罪抑止対策や被害者の安全を最優先にした人身安全関連事案対策、少年の非行防止・被害防止活動の推進、関係機関と連携した特殊詐欺の被害防止対策などを推進していく。

(2) 地域と密着した活動の推進及び身近な不安の解消

県民の安全を確保し、安心感を醸成するため、地域の犯罪や交通事故の発生状況に即した効果的なパトロールにより、事件事故の発生抑止や犯人の検挙に努めるとともに、事件事故が発生した場合は、パトカーなどの機動力を最大限に活用して迅速・的確な初動対応に努めた。

また、各家庭を訪問する巡回連絡を通じて地域住民の要望把握に努めるとともに、ミニ広報紙や交番速報を活用して、振り込め詐欺や交通事故などの発生状況や防止策などの各種情報発信に努め、県民の身近な不安の解消に努めた。

このほか、若手警察官の職務質問技能の向上を目的として、高い技能を有する警察官による同行指導やロールプレイング形式の実戦型訓練を取り入れるなど、現場執行力の充実強化に努めた。

今後も、管内の実態に即した街頭活動や迅速・的確な初動警察活動を推進するとともに、県民からの要望を把握しタイムリーな情報発信を行うことにより県民の身近な不安の解消に努めていく。

(3) 困悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

県民に大きな衝撃と不安を与える殺人事件、強盗などの凶悪犯罪に対する初動捜査を徹底するとともに、被害者に危険が及ぶ凶悪な犯罪に発展するおそれのある事案、県民の体感治安に多大な影響を与える知能犯罪、空き巣、引ったくりなどの重要窃盗犯罪の捜査を強化し、早期検挙を推進した。

また、暴力団や外国人等による組織的な犯罪に対しては、組織の壊滅や資金源剥奪を目標として、徹底した取締りの強化や官民一体となった対策の推進など、諸対策を強力に推進した。

覚醒剤や大麻等の薬物事犯対策は、薬物密売組織の解明と供給ルートの遮断、乱用者の徹底検挙を重点に取締りを強化した。

今後も引き続き、初動捜査の徹底に向けた捜査手法や鑑識・鑑定技術の高度化、関係機関との連携による暴力団等犯罪組織の実態解明、暴力団排除条例等あらゆる手段を活用した組織的犯罪への対策を強化していく。

(4) 人に優しい交通安全社会の実現及び交通事故の抑止

高齢者が関係する交通事故の更なる増加が懸念されることから、高齢者事故防止対策を最重点として総合的な交通事故抑止対策を推進した。

高齢歩行者対策として、歩行者には反射材の着用、ドライバーには早めのライト点灯とハイビームの効果的活用を呼び掛けるなどの対策を実施した。

また、高齢運転者対策として、高齢者が加齢に伴う身体機能の低下を自覚できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施したほか、運転に不安を感じている高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するため、「運転免許自主返納者サポート事業」などに取り組んだ。

このほか、無免許運転や飲酒運転、著しい速度超過などの7種類の違反を「死亡事故抑止違反」に指定するとともに、携帯電話使用等の3種類の違反を「規範意識向上違反」に指定し、これらの違反に重点指向した指導取締りを推進した。

この結果、平成29年中の交通事故の発生件数、死者数、負傷者数が2年連続で全て減少することができたが、死者数に占める高齢者の割合が約6割となったほか、高齢運転者事故の構成率も上昇していることから、引き続き総合的な高齢者事故防止対策が重要な課題となっている。

今後も、高齢運転者対策や重大事故につながりやすい悪質・危険な違反の取締り等の総合的な交通事故防止対策を推進していく。

(5) テロ、大規模災害など緊急事態対策の推進

緊迫する国際情勢を踏まえながら、テロの未然防止に向けて、対象勢力に対する情報活動の強化などを図るとともに、浜岡原子力発電所や空港・新幹線等の公共交通機関及び電気・ガス・水道等のライフライン関連施設に対し、その時々の情勢に応じた警戒警備を実施した。

大規模災害への取組みとして、予想される南海トラフ巨大地震、さらには、原子力災害などの大規模災害から、県民の生命・身体及び財産を守るために、国、県及び市町を始めとした防災関係機関や原子力事業者等と連携を強化するとともに、あらゆる緊急事態に即応できるよう指揮機能の確保、情報

収集体制の強化、対処能力の向上に努めた。

今後、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック等を見据えた警備諸対策の推進及び東日本大震災、熊本地震、豪雨災害等の教訓を踏まえた災害対策を推進し、警備部隊の対処能力向上に努めていく。

(6) 警察活動を支える基盤の充実強化

県民の期待と信頼に応える警察の確立に向けて、組織体制の整備を行った。

主なものとして、国際情勢の変化や大規模災害の脅威に加え、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック開催等を控えた警備諸対策を的確に推進するため、警備部の体制を増強したほか、凶悪事件に発展する恐れのある人身安全関連事案に的確に対処するため、業務負担の高い警察署の生活安全課、刑事課の体制を強化した。

また、組織的に敢行される特殊詐欺事件に関して、組織犯罪情報等の収集・分析を強化するなど、現場執行力の強化を中心に組織体制の整備を行った。

さらに、警察庁舎の整備、既存警察施設の防災機能の強化、活動用装備資機材の整備充実のほか、女性の視点を反映した警察運営の推進、犯罪被害者への支援などを推進した。

今後も、治安情勢に即応するための組織体制の整備、警察活動を支えるための人的基盤の強化、精強な第一線警察を構築するための若手警察官の早期育成、治安維持や震災時における災害対策活動の活動基盤となる警察施設の計画的な整備などを推進していく。